

論 説

相続税法における財産評価上の租税公平主義と 実質的な租税負担の公平に関する一考察

—最高裁令和4年4月19日判決後の裁判等の動向を踏まえて—

税務大学校研究部教授

小 林 尚 志

◆SUMMARY◆

相続税法 22 条は、「評価の原則」について規定し、同条で規定する「時価」とは、財産の客観的な交換価値をいうものと解されるところ、同法は、一定の財産を除き、財産の評価方法について定めを置かず、課税実務では、財産評価基本通達において財産の価額の評価に関する一般的な基準を定め、個別財産に応じた統一的な評価方法を画一的に適用することによってその価額を評価することとされている。

しかしながら、財産評価基本通達に定める統一的な評価方法を画一的に適用した場合には、相続税法 22 条に規定する適正な時価あるいは客観的な交換価値が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられ、そのような場合には、個々の財産の態様に応じた適正な時価評価の必要性が生じ、このような必要性から同通達 6 は、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」と定めている。

本稿は、今後の財産評価基本通達 6 の適用の在り方を探るため、同項を適用した課税処分 of 適法性について判断した初めての最高裁判決である最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決及びその後の裁判等の動向を踏まえて、相続税法における財産評価上の租税公平主義と実質的な租税負担の公平に関する考察をするものである。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：租税法律主義、租税公平主義、相続税法 22 条、財産評価基本通達 6、最高裁令和4年4月19日判決

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次	
はじめに	3
第1章 租税法律主義と租税公平主義	4
第1節 租税法律主義	4
1 意義	4
2 主な内容	4
第2節 租税公平主義	5
1 意義	5
2 主な内容	5
第3節 租税法の解釈における租税法律主義と租税公平主義との関係	6
1 大阪高裁昭和44年9月3日判決	7
2 東京高裁平成14年2月28日判決	8
3 福岡地裁平成22年3月15日判決	9
4 小括	9
第2章 税務通達と財産評価	10
第1節 税務通達の位置付けと解釈方法	10
1 租税法の法源と税務通達	10
2 租税法律主義と税務通達	11
3 税務通達の解釈方法	12
第2節 相続税・贈与税における財産評価	13
1 相続税法22条に規定する評価の原則	13
2 財産評価通達に基づく画一的な財産評価	14
3 租税法律主義と財産評価通達との関係及び同通達の拘束性	16
4 財産評価通達6の性格と位置付け	19
5 画一的評価の改正と財産評価通達6との関係	22
第3章 相続税法における財産評価上の租税公平主義と実質的な租税負担の公平	29
第1節 租税法律主義と租税公平主義	29
1 租税公平主義と財産評価通達	29
2 財産評価通達6の適用場面における租税法律主義と租税公平主義の関係	30
第2節 租税公平主義と実質的な租税負担の公平	31
1 租税公平主義と財産評価通達6に定める「著しく不適當」	31
2 実質的な租税負担の公平を著しく害する場合と特別の事情	33
3 「特別の事情」と租税負担の軽減の意図	35
第4章 実質的な租税負担の公平に関する今日の問題	36
第1節 最高裁令和4年判決	37
1 事案の概要	37
2 事実関係等	37
3 第一審(東京地判令和元年8月27日)の判断枠組み	38
4 控訴審(東京高判令和2年6月24日)の判断枠組み	38

5	最高裁令和4年判決の判断枠組み	39
6	最高裁令和4年判決の意義	41
第2節	最高裁令和4年判決後の裁判等の動向	51
1	東京高裁令和6年8月28日判決	51
2	東京高裁令和7年6月19日判決	54
3	令和6年3月25日裁決	58
第5章	今後の展望	59
1	実務への示唆	59
2	残された課題	62

はじめに

財産評価基本通達(以下「財産評価通達」という。)6を適用した課税処分 of 効力については、最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決(民集76巻4号411頁、以下「最高裁令和4年判決」という。)が、最高裁判所としては初めて当該課税処分 of 適法性を認め、これまでとは異なる審理判断の枠組みを明らかにした。

そして、この判断の枠組みは、同様の課税処分が争われた令和6年1月18日の東京地裁判決及びその控訴審の同年8月28日の東京高裁判決においても採用された上で、いずれもその課税処分が取り消されている。

一方、令和7年6月19日の東京高裁判決では、同様の判断の枠組みの下で、一審判決から一転して課税処分が適法とされ、同年12月18日、最高裁第一小法廷において上告受理申立てが不受理とされている。

このような経緯に鑑みると、今後、財産評価通達6を適用した課税処分に係る課税庁側と納税者側の論争は、一層の高まりが想定され、課税実務においても依然として大きな問題となり得る。

そこで、本稿では、今後の財産評価通達6の適用の在り方を探るため、最高裁令和4年判決後の裁判等の動向を踏まえて、相続税法における財産評価上の租税公平主義と実質的な租税負担の公平に関する考察をすることとした。

具体的には、租税法律主義と租税公平主義の関係について整理した上で、財産評価の原則を規定する相続税法22条にいう「時価」の認定の一般的な基準とされる財産評価通達について、同通達6を含めた性格や位置付けなどを明らかにする。その上で、財産評価通達6の適用場面における租税法律主義及び租税公平主義の関係を検討し、最高裁令和4年判決が判示した租税法上の一般原則としての平等原則(租税公平主義)に違反しないとする「財産評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」とは、具体的にはどのような事情を指すのかにつき、その後の税務争訟の動向を踏まえて分析し、今後の課税実務への示唆を得ることとする。

なお、本稿文中の意見にわたる部分は、個人的見解に基づくものであることを念のため申し添えておく。

第1章 租税法律主義と租税公平主義

第1節 租税法律主義

1 意義

租税法律主義とは、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行われなければならないとするもので、「法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはない」⁽¹⁾とする原則である。

2 主な内容

租税法律主義は、後述する租税公平主義と並んで租税に関する立法及び税法の解釈適用上の基本原則であるところ、日本国憲法(以下「憲法」という。)30条及び84条がこれを明らかにしている。具体的には、憲法84条が「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定め、租税に関しては法律又は法律の定める条件によりこれを定めることを要求し、憲法30条が「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定める⁽²⁾。

そして、租税の問題は、合理的経済人であれば、その意思決定の中に組み込むはずであるという意味では、いかなる行為や事実からいかなる納税義務が生ずるかが、あらかじめ法律の中で明確にされていることが好ましいため、現代の取引社会における租税法律主義の機能は、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性とを保障することにあり、その主な内容としては、次の4つを挙げることができる⁽³⁾。

第1の課税要件法定主義とは、課税の作用は国民の財産権への侵害であるから、課税要件(納税義務者、課税物件、課税標準、税率など)の全てと租税の賦課・徴収の手続は、国民代表議会の定める法律によって規定されなければならないとするものである。

第2の課税要件明確主義とは、法律又はその委任の下に政令や省令において課税要件及び租税の賦課・徴収の手続に関する定めをなす場合に、その定めはなるべく一義的で明確でなければならないとするものである。

第3の合法性原則とは、租税に関する法令(以下「租税法」という。)は強行法であるから、課税要件が充足されている限り、租税行政庁には租税の減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならないとするものである。しかし、この合法性の原則に対しては、次の3つの制約原理⁽⁴⁾がある。①納税義務を軽減・免除する等、納税者に有利な行政先例法が成立している場合には、租税行政庁はそれに拘束されそれに反する処分をなしえないこと、②租税行政庁が、納税者に有利な解釈・適用を広く一般的に行いそれを是正する措置をとっていない場合に、合理的な理由がないにもかかわらず特定の納税者を不利益に扱うことは、たとえ上の解釈・適用が行政先例法として成立していないとしても、後述する平等取扱原則ないし不平等取扱禁止原則に反して許されない⁽⁵⁾(大阪高裁昭和

⁽¹⁾ 金子宏『租税法〔第24版〕』17・28頁(弘文堂、2021)。

⁽²⁾ 清永敬次『税法(新装版)』(ミネルヴァ書房、2013)17頁。

⁽³⁾ 金子・前掲注(1)79-88頁参照。

⁽⁴⁾ 金子・前掲注(1)87頁。

⁽⁵⁾ なお、緩和通達存在は、租税法律主義の枠内で容認する傾向がある(品川芳宣『租税法律主義と税務通達—税務通達をめぐるトラブルの実践的解決への示唆』40頁(ぎょうせい、2003))。また、品川芳宣＝瀬瀬まゆ子「徹底検証! 財産評価基本通達総則6項 その3(全5回)」旬刊速報税理 2025 11/1号 35

44 年 9 月 30 日判決(判タ 241 号 108 頁参照)) こと、③租税法においても、個別的救済の法理としての信義則ないし禁反言の法理の適用が認められるべきであり、その範囲で合法性の原則が制約を受けることである。つまり、これらの制約原理が働く場合には、法律を正しく適用した課税処分が、平等取扱原則違反により違法と評価される余地が認められる。

第 4 の手続的保障原則とは、租税の賦課・徴収は公権力の行使であるから、それは適正な手続で行われなければならない、またそれに対する争訟は公正な手続で解決されなければならないとするものである。

第 2 節 租税公平主義

1 意義

「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則」⁽⁶⁾を租税公平主義(租税平等主義という用語が用いられることもある。)という。

2 主な内容

租税公平主義は、近代法の基本原理である平等原則の課税の分野における現われであり、直接には憲法 14 条 1 項に規定する「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」の命ずるところであるが、内容的には、次の 2 つを要請するものである。第 1 は、税負担は担税力に即して配分⁽⁷⁾されなければならないとする「担税力に即した課税」の要請である。第 2 は、租税の「公平」ないし「中立性」を要請するもので、これは、憲法 14 条 1 項に由来する「平等取扱原則」ないし「不平等取扱禁止原則」を内容とし、課税の上で、同様の状況にあるものは同様(水平的公平)に、異なる状況にあるものは状況に応じて異なつて(垂直的公平)取り扱われるべきことを要求する。もっとも、租税公平主義は、常に比較⁽⁸⁾において適用される場所、例えば、2 人の納税者を比較した場合に、両者が同様の状況にあると見るべきか、それとも異なる状況にあると見るべきかについては、何を尺度として判定するかに応じて見解の分かれることが少なくないため留意が必要である。⁽⁹⁾

また、租税公平主義は、立法の内容のみならず法令の適用、すなわち法の執行段階において

頁〔品川氏発言〕(ぎょうせい、2025)では、「合法性の原則と平等原則との関係については、例えば、所得税基本通達 36-21 以下に定める『課税しない経済的利益』のような緩和通達については、平等原則が優先されるでしょうけれども、財産評価基本通達は、個別評価ないし 6 項の規定を設けて、標準価額が「時価」を著しく下回る場合には異なる評価をすることを納税者にも周知させているわけですから、緩和通達と同一に取り扱うことはできないと思います。」と論じる。

⁽⁶⁾ 金子・前掲注(1)88 頁。

⁽⁷⁾ 吉村典久「租税平等主義(憲法 14 条)」『憲法と租税法』日税研論集 77 号 21 頁(日本税務研究センター、2020)では、「担税力に応じた租税負担を配分するという規準を前提にした上で、まずは大きく、納税者間の平等な租税負担の比較規準として、所得という規準をとるか、財産という規準をとるか、あるいは、消費という規準を採用するか、それぞれの比較規準の優劣が判断される。」と指摘する。

⁽⁸⁾ 水平的公平か否かの比較がなされた主な事件として、いわゆる大嶋事件判決(最大判昭 60 年 3 月 27 日民集 39 卷 2 号 247 頁)、サラリーマン税金訴訟判決(最三小判平元年 2 月 7 日集民 156 号 87 頁)が挙げられる。

⁽⁹⁾ 金子・前掲注(1)88・89 頁、吉村・前掲注(7)2 頁以下、清永・前掲注(2)32 頁以下参照。

も妥当するとされ、例えば、相続税の課税対象としての土地について、特定の土地についてのみ近隣の同一条件の土地に比して高く評価することは、たとえ評価額が時価の範囲内であっても、租税公平主義に反して違法であると解することとなる⁽¹⁰⁾。

なお、租税公平主義が直接には憲法 14 条 1 項の命ずるところであるとしても、水平的公平又は垂直的公平を判断する際の比較規準は、憲法又は法律などの実定法にのみその根拠が求められるものではなく、複数の比較規準が検討され、その比較規準の間での価値の上下関係の秩序づけ(首尾一貫性の追求)若しくは比較規準の間での優劣判定が行われ、比較規準の取捨選択がなされる⁽¹¹⁾。また、租税公平主義における「公平」には、形式的な公平と実質的な公平の 2 種類があると考えられる。そして、形式的な公平とは、形式的に見て同じ状況にある者は、同じように扱われるべきだという考え方であるのに対して、実質的な公平とは、①実質的に異なる状況にある者は、その違いに応じて合理的に異なる扱いを受けるべきだとする考え方、及び②(形式的には異なるものの)実質的に同じ(特に、経済的な観点からみて実質的に同じ)状態にある者は、租税法において同じ扱いを受けるべきとする考え方であり、租税法の解釈手法や租税回避の否認を論じる場面で重要になる⁽¹²⁾。

第 3 節 租税法の解釈における租税法律主義と租税公平主義との関係

租税法の解釈とは、条文の文言の枠内で 1 つの意味を明らかにすることであり、一般的には、租税法律主義の理念のもと、課税権の濫用を制限するために法の文言に厳格な解釈がなされるべきとの価値的選択がなされ、文言の言語的意味が限界を画することとなる。その意味は、法解釈において立法者(国会)が国民に向かって何を伝達しようとしたかという基準(立法者意思説)を原則とし、その根拠は、憲法における租税法律主義、さらには三権分立、特に裁判官には法定立行為を認められず、他方、行政官には、合法性の原則により、課税に当たっての自由な裁量はなく厳格な法執行が求められていることによると理解することができ⁽¹³⁾、これによって、

⁽¹⁰⁾ 宇都宮地判昭 30 年 11 月 24 日行集 6 巻 12 号 2805 頁、静岡地判昭 34 年 6 月 16 日行集 10 巻 6 号 1101 頁。金子・前掲注(1)96 頁参照。なお、同頁では、相続税における土地評価について、「現在一般に時価よりも低く評価されている(時価の 8 割で評価されている。この点については、一般的に時価よりも低く固めの評価をすることは違法ではない、という行政先例法が成立していると解するほかはないであろう)」と論じる。

⁽¹¹⁾ 吉村・前掲注(7)29 頁参照。

⁽¹²⁾ 佐藤英明『スタンダード所得税法(第 3 版)』482 頁(弘文堂、2022)。なお、同頁では、形式的な公平は、立法に対する制約になる(一部の者を不当に差別する租税法を違憲とする)とともに、租税法を適用する際に、一部の者を不当に差別してはならないという租税法の執行の場面に対する制約ともなる旨論じる。

⁽¹³⁾ 首藤重幸「研究にあたって」、占部裕典「租税法における文理解釈の意味と判例の状況」『租税法における法解釈の方法』日税研論集 78 号 1・45・49 頁(日本税務研究センター、2020)参照。なお、同 45 頁では、立法者意思説について、現在の租税法判例の立場は、原則として立法者の意思に拘束され、それが適当でない場合に初めて別の解釈を採用し得るとする立場に近いと指摘する。また、同 50 頁では、立法者意思を探る困難性について、「立法者意思を探ることは簡単ではなく、このような解釈の実効性を疑問視する向きがあるかもしれないが、衆議院や参議院の各本会議・委員会の会議録、税制調査会答申や資料・議事録等(関係法令等の整合性をみるに当たっての関係法令の同様の資料等を含む。)、さらには『改正税法のすべて』なども立法者意思を検討するに当たっての資料になろう。租税法における文

法的安定性と納税者の予測可能性が確保される。

もっとも、租税法の解釈において、租税法律主義により条文の文言の枠内で1つの意味を明らかにするにしても、社会生活上の全ての事象を法律によって一義的に規定することは、事実上不可能である。他方、公正な租税負担の見地からすると、前述のとおり、租税公平主義の実現も要請されるのであるから、租税法の解釈においても、租税公平主義の観点から、租税に関する法律を客観的・合理的に解釈することも許されるべきである。

そうすると、租税法の解釈とは、租税法律主義の内容である合法性の原則によって法的安定性と納税者の予測可能性が確保されるものの、実際には、社会生活上の全ての事象を法律によって一義的に規定することは、事実上不可能であることから、租税に関する法律を客観的・合理的に解釈することも公正な租税負担という租税公平主義の観点からは許されるということになる。

ところで、前述のとおり、合法性の原則は、租税の「公平」ないし「中立性」を要請する租税公平主義という制約原理が働く場合は、法律を正しく適用した課税処分が違法と評価される余地が生じたり、法の執行段階においても、例えば、相続税の課税対象となる特定の土地についてのみ近隣の同一条件の土地に比して高く評価することは、たとえ当該評価額が相続税法 22 条に規定する「時価」の範囲内であったとしても違法となる余地が生じる。

この点、佐藤英明教授は、租税公平主義によって意図されていた個別的救済が真に保護しようとしていたのは、「納税者間の平等そのものではなく、平等に扱われるという確信ないし信頼から生じた納税者の予測だと考えられる」と指摘されており、なるほど、そのような予測が存しない納税者は、保護に値しないとも思われ、このような理解は説得的であると考ええる。そうすると、合法性の原則の制約要因として挙げられていた、租税公平主義の適用の要否は、納税者の予測可能性の保護という観点から判断されるべきであり、そのように考えると、保護すべき納税者の期待が、基礎となる取引を行う時点で存在していたか否かが判断の基礎となるといえる。⁽¹⁴⁾

結果として、租税法の解釈における租税法律主義と租税公平主義との関係については、法的保護に値する納税者の予測が存する場合には、租税公平主義が租税法律主義に優先し、この場合には、実質的な税負担の公平性の確保を理由として、納税者の予測可能性を害する法解釈や課税処分を行うことは認められないことになる。

以上を踏まえて、本節では、租税法の解釈における租税法律主義と租税公平主義との関係について、裁判例を中心として考察することとする。

1 大阪高裁昭和 44 年 9 月 3 日判決⁽¹⁵⁾

本判決(以下「スコッチライト事件判決」)は、スコッチライトという商品の輸入の際、神戸税関以外の税関長が 20%の関税を課し、神戸税関長のみが 30%の関税を課していたという事案において、「憲法 84 条は租税法律主義を規定し、租税法律主義の当然の帰結である課・徴税

理解は原則立法者意思の探求であり、社会状況の変化等に応じて、その条文解釈が変遷するものではない。」と論じる。

⁽¹⁴⁾ 佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」金子宏編『租税法の基本問題』65・66 頁(有斐閣、2008)参照。

⁽¹⁵⁾ 高民集 22 巻 5 号 682 頁。判例評釈として、宇賀克也「判批」租税判例百選〔第 6 版〕21 頁(2016)、巽智彦「判批」租税判例百選〔第 7 版〕21 頁(2021)など参照。

平等の原則は、憲法 14 条の課・徴税の面における発現であると言えることができる。みぎ租税法律主義ないし課・徴税平等の原則に鑑みると、特定時期における特定種類の課税物件に対する税率は日本全国を通して均一であるべきであって、同一の時期に同一種類の課税物件に対して賦課・徴収された租税の税率が処分庁によって異なるときには、少なくともみぎ課・徴税処分のいずれか一方は誤った税率による課・徴税をした違法な処分であると言えることができる」旨判示した。

つまり、課・徴税平等の原則は、課税は必ず法律が決めたとおりの内容でなされるという租税法律主義の当然の帰結であり、結果として、同じ状況にある納税者に対する課税は常に同じ内容となって、納税者間の公平が保たれる、という発想が、この判決の前提となっている。そして、租税法律主義の主な内容である、課税要件法定主義からは、課税要件が定めるよりも納税者に不利な課税をすることは認められず、また、合法性の原則からは、課税庁の判断で法律が定めるよりも納税者に有利な課税をすることも認められないため、同一時期における同一種類の課税物件について 2 種類の税率による処分があれば、何れか一方は誤った税率による違法な処分であるとした。⁽¹⁶⁾

スコッチライト事件判決は、執行段階における租税公平主義の適用、とりわけ、租税法律主義との優劣が争点になったものであり、租税公平主義が、立法者を拘束する原理であるにとどまらず、その執行段階をも支配する原理であるとした点において注目に値するものである⁽¹⁷⁾。

本件では、唯一、30%の関税を課していた神戸税関長の解釈が、当時の法律の正しい解釈であると判断した上で、当時大多数の関係税務官庁が誤った税率による課・徴税処分を事実上していたことを法の執行段階における租税公平主義の一要件とした。すなわち、一律 20%による課税という法的保護に値する納税者の予測が存するため租税公平主義の要請が、租税法律主義が要請すると思われる「正しい解釈」による課税に優先した事例であると言えることができる。

2 東京高裁平成 14 年 2 月 28 日判決⁽¹⁸⁾

本判決(以下「改築事件判決」という。)は、租税特別措置法 41 条(平成 10 年法律第 23 号による改正前のもの)にいう「改築」の意義について、「法令において用いられた用語がいかなる意味を有するかを判断するにあたっては、まず、法文自体から用語の意味が明確に解釈できるかどうかを検討することが必要であり、法文から用語の意味を明確に解釈できない場合には、立法の目的及び経緯、法を適用した結果の公平性、相当性等の実質的な事情を検討のうえ、用語の意味を解釈するのが相当である」として、「改築」という用語は、当時の建築基準法における「改築」の借用概念の解釈手法を相当とした原審⁽¹⁹⁾に対して、立法の目的及び経緯、租税法を適用した結果の公平性あるいは相当性等の実質的な事情を重視し、通常の「改築」の意味に解釈されるべきとの判示をした。⁽²⁰⁾

⁽¹⁶⁾ 佐藤・前掲注(12)491 頁参照。

⁽¹⁷⁾ 宇賀克也『行政法概説I 行政法総論〔第8版〕』68 頁(有斐閣、2023)参照。

⁽¹⁸⁾ 訟月 48 卷 12 号 3016 頁。判例評釈として、匿名解説「判批」判時 1782 号 19 頁(2002)、岩崎政明「判批」ジュリ 1252 号 193 頁(2003)など参照。

⁽¹⁹⁾ 第一審静岡地判平 13 年 4 月 27 日税資 250 号順号 8892。

⁽²⁰⁾ 佐藤・前掲注(12)515 頁では、「借用概念論が厳格解釈の一分野であることに照らすと、統一説的な解決は、ある用語を見た人が『これはあの法律のあの条文にあるアレだな』と思い出せる程度にポピュラーな(または、自然な)場合に限られるべきであると理解すべきであろう。したがって、借用元は原則

つまり、改築事件判決は、本来、租税法律主義の要請から法令の文言が重視されるべきであるところ、法令の文言からは、用語の意味を明確に解釈できないため、立法の目的及び経緯、租税法を適用した結果の公平性あるいは相当性等の実質的な事情を重視した租税公平主義の要請から通常の「改築」の意味を借用元とした借用概念の解釈手法を相当としたものであると理解することができる。

3 福岡地裁平成 22 年 3 月 15 日判決⁽²¹⁾

本判決(以下「平成 22 年福岡地裁判決」という。)は、所得税法 34 条 2 項にいう「収入を得るために支出した金額」の解釈が問題となった事案において、「憲法 84 条は、法律の根拠に基づかずに租税を課すことはできないという租税法律主義の原則を定めている。そして、この定め趣旨は、国民生活の法的安定性と予測可能性を保障することにあることからすると、租税法規はできるだけ明確かつ一義的であることが望ましく、その解釈に当たっては、法令の文言が重視されるべきである」として、租税法の解釈に当たって租税法律主義に基づいて法令の文言を重視する厳格解釈によった判示をした。その一方で、「もっとも、課税対象となる納税者側の社会生活上の事象は千差万別であるから、それらの全てを法令により明確かつ一義的に規定することは不可能であり、公正な租税の実現の必要性も考慮すると、法令の趣旨・目的、租税の基本原則、税負担の公平性・相当性等を総合考慮し、法的安定性、予測可能性を損なうことのない限度で、租税法令を客観的、合理的に解釈することも許されるというべきである」との判示をした。

つまり、平成 22 年福岡地裁判決は、租税法律主義の要請から法令の文言が重視されるべきであるところ、法令の文言からは、課税対象となる納税者側の社会生活上の事象は千差万別であるから、それらの全てを法令により明確かつ一義的に規定できないため、公正な租税負担の見地から、法令の趣旨・目的、租税の基本原則、税負担の公平性・相当性などを総合考慮した租税公平主義の要請から、租税法令を客観的・合理的に解釈する手法を相当としたものであると理解することができる。

4 小括

租税法の解釈原理は、立法者意思説をその原則とし、その根拠については、租税法律主義に求められると理解されているところ、社会生活上の全ての事象を法律によって一義的に規定することは、事実上不可能であることからすると、租税法律主義の要請によっても、法令の文言から用語の意味を明確に解釈できないときには、改築事件判決や平成 22 年福岡地裁判決のように、立法の目的及び経緯、法を適用した結果の公平性あるいは相当性等の実質的な事情を重視した租税公平主義の要請から、租税法令を客観的・合理的に解釈する手法を相当とし、その解釈原理は、経済的観察法や実質課税の原則等につながる傾向がある⁽²²⁾と考えられる。

として民商法などに限られ、きわめて専門技術的な規制法令からの借用を認めることには慎重であるべきだと思われる。この点では、建築基準法からの借用概念であるとの主張を退けた『改築』事件判決が、『一般私法の一つである借地借家法』にも『改築』との用語が用いられていることを指摘している点が興味ぶかい。」と論じる。

⁽²¹⁾ 税資 260 号順号 11396 (<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/soshoshiryo/kazei/2010/pdf/11396.pdf> (令和 8 年 6 月 1 日最終閲覧))。

⁽²²⁾ 占部・前掲注(13)48・49 頁参照。なお、同 48 頁の脚注(18)では、「租税法律主義と租税平等主義が対立する場合には、前者が優先することを判示するものである。また、そのような制約が十分に機能し

さらに、法の執行段階における租税公平主義を判示したスコッチライト事件判決は、当時大多数の関係税務官庁が誤った税率による課・徴税処分をし、それを是正する措置をとっていなかったという事実をもって、一律 20% による課税という法的保護に値する納税者の予測が存するとして、租税公平主義の要請が租税法律主義が要請すると思われる「正しい解釈」による課税に優先した事例といえる。

しかしながら、租税法の解釈に当たり、納税者の予測可能性の保護という観点から租税公平主義の適用の要否が判断されるべきとしても、結果的に租税回避行為を否認するといったような解釈を導くことには慎重になるべきと考える。なぜなら、租税回避の否認には、個別的否認規定が必要⁽²³⁾であり、明確な根拠規定がないままに、特段の理由もなく租税回避の否認をして課税することは許されないからである。

第2章 税務通達と財産評価

第1節 税務通達の位置付けと解釈方法

1 租税法の法源と税務通達

租税に関する法の存在形式を租税法の法源といい、これには、憲法・法律・命令・条例・規則等の国内法源と条約・交換公文等の国際法源とがある。

一方、税務通達とは、例えば、ある税法の条文の解釈について、解釈が分かれる場合、各税務署長がそれぞれ独自に解釈したのでは不統一となり、租税公平主義に反することになるため、法令の解釈を統一するための基準を示す必要性から、上級行政機関の下級行政機関に対する指揮監督権の一環として発せられるもので、上級行政機関の下級行政機関に対する訓令としての性格を持つ。そして、国税に関する税務通達では、「国税庁の所掌事務(基本的には、国税に関する税法の執行事務等)」について、命令又は示達するために国税庁長官から国税局長等に対して発せられるもので、「特に問題になることが多い解釈通達は、国税庁長官が傘下の職員に対して解釈の統一を図るために下す命令である」と説明されている。⁽²⁴⁾

その結果、下級行政機関は、上級行政機関の示した税務通達に原則として拘束されることになるものの、国民に対して拘束力をもつ法規ではなく、裁判所もそれに拘束されない⁽²⁵⁾。

したがって、税務通達は租税法の法源ではないこととなる(最高裁昭和 38 年 12 月 24 日第三小法廷判決(集民 70 号 513 頁))。この点、税務通達を契機として課税処分がされた場合であっても、税務通達が法の正しい解釈を示すものである以上、「通達による課税」ではなく、「法律

ているとも考えられない。」旨指摘し、同 48・49 頁では、「租税法規の解釈に当たり、『税負担の公平性・相当性』(租税平等主義)を持ち出し、考慮することができると解することは、『法令の趣旨・目的』により法の空白を埋める場合と同様の問題が生ずる危険があるといえよう」と指摘する。

⁽²³⁾ 最二小判平 23 年 2 月 18 日集民 236 号 71 頁(いわゆる武富士事件判決)における須藤正彦裁判官の補足意見参照。

⁽²⁴⁾ 品川芳宣『節税と税務否認の分岐点～納税者の主張・税務署の主張』220 頁(ぎょうせい、2024)。

⁽²⁵⁾ 金子・前掲注(1)115・116 頁、宇賀・前掲注(17)335・336 頁参照。なお、同 336 頁では、「訓令、通達という文言は、内閣府設置法 7 条 6 項、国家行政組織法 14 条 2 項で用いられているが、両者の異同については定説があるわけではない。訓令が書面で行われる場合が通達であると形式的に理解する立場や、訓令は基本的・大綱的事項に関する事項を定め、通達はこれに関する細目事項・運用指針を定めるというように内容により区分する立場もある。」と論じる。

に基づく課税」であり、当該税務通達は法律の正しい解釈を明確にしたにすぎないとするのが判例の立場である(最高裁昭和33年3月28日第二小法廷判決(民集12巻4号624頁)以下「パチンコ球遊器事件」という。)⁽²⁶⁾。

また、裁判所が通達に拘束されるか否かについては、所得税基本通達の厳格解釈から結論を導いた控訴審判決(東京高裁平成30年7月19日(訟月66巻12号1991頁))を、所得税法59条1項の解釈適用を誤ったものとして、破棄差し戻した最高裁令和2年3月24日第三小法廷判決(判タ1478号21頁)では、補足意見として宇賀克也裁判官が、「通達は、法規命令ではなく、講学上の行政規則であり、下級行政庁は原則としてこれに拘束されるものの、国民を拘束するものでも裁判所を拘束するものでもない。確かに原審の指摘するとおり、通達は一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予測可能性を確保することは重要であり、通達の公表は、最高裁昭和60年(行ツ)第125号同62年10月30日第三小法廷判決・裁判集民事152号93頁にいう「公的見解」の表示に当たり、それに反する課税処分は、場合によっては、信義則違反の問題を生ぜしめるといえよう。しかし、そのことは、裁判所が通達に拘束されることを意味するわけではない。」との意見を付しており、通達と信義則との関係についても言及されている。

2 租税法律主義と税務通達

上記1のとおり、税務通達は租税法の法源ではないとしても、実際には、納税者の側で争わない限り、租税法の解釈・適用に関する大多数の問題は、税務通達に即して解決されることになるから、現実には、税務通達は法源と同様の機能を果たしている、といっても過言ではなく、確かに、租税法の統一的な執行を確保するために、税務通達が必要なことはいうまでもないことであって、税務通達は、このような重要性に鑑み、その内容が法令に抵触するものであってはならない⁽²⁷⁾。⁽²⁸⁾

ところで、租税法律主義とは、前述のとおり、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行われなければならないとするものであり、課税要件法定主義及び合法性の原則がそれぞれ租税法律主義の一内容として挙げられた。

そして、課税要件法定主義及び合法性の原則と税務通達との関係について見れば、課税要件法定主義の下では、税務通達が法律の定めよりも重い課税を行なうことは許されず、合法性の原則の下では、税務通達が法律の定めよりも軽い課税を行なうことも許されないということになる。

すなわち、法令が要求している以上の義務を税務通達によって納税者に課すことがあってはならないと同時に、法令上の根拠なしに税務通達限りで納税義務を免除したり軽減することも許されないのである⁽²⁹⁾。

⁽²⁶⁾ 宇賀・前掲注(25)336頁参照。また、パチンコ球遊器事件の評釈として、白石健三「判解」最高裁判所判例解説民事篇昭和33年度68頁(1959)、金子宏「判批」憲法判例百選Ⅱ〔第4版〕432頁(2000)、大橋洋一「判批」租税判例百選〔第7版〕16頁(2021)、神山弘行「判批」行政判例百選〔第8版〕104・105頁(2022)等がある。

⁽²⁷⁾ 通達の内容が法令に適合するとされた例は数多くある。違反するとした例としては、大阪高判平9年4月15日訟月44巻8号1461頁参照。

⁽²⁸⁾ 金子・前掲注(1)116頁参照。

⁽²⁹⁾ 金子・前掲注(1)116頁参照。

したがって、税務通達に許されるのは、例えば、ある法律の条文について複数の合理的な解釈がありうる場合に国税庁がどの解釈を採用するかを明らかにすることや、ある条文の要件にあてはまる典型例をあげて納税者の判断の手間を省くことなどに限られる⁽³⁰⁾。

この点に関して、東京高裁平成 29 年 11 月 9 日判決(訟月 65 巻 6 号 934 頁)は、揮発油税法基本通達 8 が、揮発油税法所定の揮発油等の定義を満たすものであっても一定のものを揮発油に該当しないものとして扱うことを定めていることについて、「いわゆる租税法律主義(憲法 84 条 1 項)の観点からは、揮発油税法等の趣旨及び文言を踏まえ、揮発油税法等の解釈として合理的と認められる範囲において〔通達〕を解釈する必要がある」との判示は参考になる。

3 税務通達の解釈方法

租税法の分野には、国税に限っても膨大な量の税務通達があり、この税務通達は、「法令解釈通達」と「事務運営指針」とに分かれ、さらに「法令解釈通達」は、「基本通達」と「個別通達」とに分かれ、「基本通達」は、各租税法律の条文の順序毎に基本的な事項および重要な事項について解釈や運用方針を体系化した通達であり、「個別通達」は、それ以外の事項または新たに生じた事項について、個別に租税法律の解釈や運用方針を示す通達である。

そして、国税局長や税務署長などがこのような税務通達に背くことはまずあり得ないから、税務通達は、現実の税務執行において、全国一律の扱いを担保して納税者を公平に扱う点で、重要な役割を果たしているところ、納税者の予見可能性を確保するために、税務通達を厳格解釈の対象とすべきか否かについては、否定すべきと考える⁽³¹⁾。

なぜなら、パチンコ球遊器事件のとおり、税務通達に従った取扱いが適法であるか否かは、そのような取扱いをすべきことが関連する租税法律の解釈によって導かれるか否かが判断されなければならないからである。

そして、税務通達に従った取扱いが租税法律の解釈として合理性があると判示した裁判例として、最高裁平成 18 年 1 月 24 日第三小法廷判決(集民 219 号 285 頁)では、「企業の継続を前提とした株式の評価を行う場合であっても、法人税額等相当額を控除して算定された 1 株当たりの純資産価額は、平成 7 年 2 月当時において、一般には通常の取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、法人税基本通達(平成 12 年課法 2—7 による改正前のもの) 9—1—14(4)にいう「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといふべきである。このように解釈される上記「1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によって株式の価額を評価し、これを前提に法人の収益の額を算定することは、法人税法の解釈として合理性を有するということができる。」と判示し、最高裁平成 22 年 7 月 16 日第二小法廷判決(集民 234 号 263 頁)では、「評価通達 194—2 は、以上のような持分の定めのある社団法人医療法人及びその出資に係る事情を踏まえつつ、出資の客観的交換価値の評価を取引相場のない株式の評価に準じて行うこととしたものと解される。そうすると、その方法によっては当該法人の出資を適切に評価することができない特別の事情の存

⁽³⁰⁾ 佐藤・前掲注(12)506 頁参照。

⁽³¹⁾ 佐藤・前掲注(12)506—508 頁参照。なお、税務通達に反する下級行政庁の処分も、法令に適合している限り、適法・有効であるとされている(東京地判昭 45 年 7 月 29 日訟月 16 巻 11 号 1361 頁参照)。税務通達に反する課税処分等の効力については、品川・前掲注(5)114 頁以下、増井良啓「租税法の形成における実験—国税庁通達の機能をめぐり—」中山信弘＝中里実編『政府規制とソフトロー』185 頁(有斐閣、2008)などがある。

しない限り、これによってその出資を評価することには合理性があるというべきである。」と判示する。

この点につき、前掲した最高裁令和2年3月24日第三小法廷判決において、補足意見として宮崎裕子裁判官は、「より重要なことは、通達は、どのような手法で作られているにかかわらず、課税庁の公的見解の表示ではあっても法規命令ではないという点である。そうであるからこそ、ある通達に従ったとされる取扱いが関連法令に適合するものであるか否か、すなわち適法であるか否かの判断においては、そのような取扱いをすべきことが関連法令の解釈によって導かれるか否かが判断されなければならない。税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、通達が租税法の法規命令と同様の拘束力を有するからではなく、その通達が関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとすれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。このことから分かるように、租税法の法令解釈において文理解釈が重要な解釈原則であるのと同じ意味で、文理解釈が通達の重要な解釈原則であるとはいえないのである。」との意見を付している。

第2節 相続税・贈与税における財産評価

1 相続税法22条に規定する評価の原則

「相続は、死亡によって開始」し(民法882条)、「被相続人の一身に専属したもの」を除き(民法896条但書)、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」(民法896条本文)。そして、相続税法2条1項は、「相続税の課税財産の範囲」について、相続税の納税義務者に係る「第1条の3第1項第1号又は第2号の規定に該当する者」については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し、相続税を課する。」と規定し、同法11条の2第1項は、「相続又は遺贈により財産を取得した者が第1条の3第1項第1号又は第2号の規定に該当する者である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもって、相続税の課税価格とする。」等と規定する。また、国税通則法15条2項4号は、相続税の納税義務の成立の時について「相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)による財産の取得の時」と規定する。

一方、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生」じる(民法549条)。そして、相続税法2条2項は、「贈与税の課税財産の範囲」について、贈与税の納税義務者に係る「第1条の4第1項第1号又は第2号の規定に該当する者」については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。」と規定(ただし、贈与のうち民法554条において規定されている「死因贈与」による財産の取得については、相続税の課税原因とされていることから(相続1条の3括弧書)、贈与税の課税原因からは除かれている。)し、同法21条の2第1項は、「贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について第1条の4第1項第1号又は第2号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。」等と規定する。また、国

税通則法 15 条 2 項 5 号は、贈与税の納税義務の成立の時について「贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)による財産の取得の時」と規定する。

そして、相続税法 22 条は、「評価の原則」について、「この章(筆者注：相続税法第 3 章)で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」と規定し、一般に、「時価」とは、「その時における」「価値」⁽³²⁾をいうものと解するところ、同法 22 条の「時価」とは、相続税については相続開始の時の当該相続財産の価値をいい、贈与税については贈与による受贈財産の取得の時の当該受贈財産の価値をいうものと解されることになる⁽³³⁾。

この点、多くの裁判例では、相続又は贈与により取得した財産の価額は、特別に定める場合を除き、当該財産の取得の時における時価によるべきとされ、時価とは、当該財産の取得の時における客観的な交換価値をいうものと解するのが相当である旨、判示している⁽³⁴⁾。

また、学説(多数説)や多くの裁判例においても、時価とは、客観的な交換価値のことであり、「不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額を意味する。」⁽³⁵⁾とされ、特定当事者間の異常な取引価格などは、客観的な交換価値として認められず、ここでの時価の概念から排除されている。

2 財産評価通達に基づく画一的な財産評価

上述のとおり、相続税法 22 条が「評価の原則」について規定し、同条で規定する時価とは、財産の客観的な交換価値をいうものと解されるところ、相続税法は、地上権及び永小作権の評価(相続 23 条)、配偶者居住権等の評価(相続 23 条の 2)、定期金に関する権利の評価(相続 24 条、25 条)及び立木の評価(相続 26 条)を除き、財産の評価方法について定めを置いていない。

しかしながら、課税実務では、財産評価基本通達(平成 3 年 12 月 18 日課評 2-4、課資 1-6。以下「財産評価通達」という。)⁽³⁶⁾において財産の価額の評価に関する一般的な基準を定め、

⁽³²⁾ 碓井光明「相続財産の評価と租税法律主義」税経通信 45 巻 15 号(1990 年)10 頁は、「相続財産評価とは、この取得財産を金銭価値で測定することにほかならない」とした上で、「複数の評価方法のなかからいずれの方法を選択するかということは、一種の政策決定である。相続税法 22 条が『時価』と定めているときに、そこから唯一絶対の評価方法が導かれるとは限らない」とする。

⁽³³⁾ 高野幸大「相続税における財産評価の今日的課題：不動産一とりわけ広大地評価をめぐる法的安定性の欠如等の検討を中心として」『租税法における財産評価の今日的理論問題』日税研論集 68 号 106 頁(日本税務研究センター、2016)。

⁽³⁴⁾ 東京地判平 4 年 3 月 2 日税資 188 号 639 頁、東京高判平 5 年 1 月 26 日税資 194 号 75 頁(原審は、東京地判平 4 年 3 月 11 日判時 1416 号 73 頁、上告審は、最一小判平 5 年 10 月 28 日税資 199 号 670 頁で上告棄却)、東京地判平 11 年 8 月 10 日税資 244 号 291 頁、東京高判平 13 年 3 月 15 日訟月 48 巻 7 号 1791 頁、東京高判平 13 年 5 月 23 日判タ 1126 号 114 頁、最一小判平 22 年 7 月 16 日集民 234 号 263 頁、東京地判平 24 年 3 月 2 日判時 2180 号 18 頁、福岡地判平 24 年 3 月 19 日税資 262 号順号 11910、最一小判平 25 年 7 月 12 日民集 67 巻 6 号 1255 頁、東京高判平 27 年 12 月 17 日訟月 62 巻 8 号 1404 頁ほか。

⁽³⁵⁾ 金子・前掲注(1)734 頁。裁判例として、東京地判平 7 年 4 月 27 日判例タ 921 号 178 頁、東京高判平 7 年 12 月 13 日行集 46 巻 12 号 1143 頁、東京地判平 19 年 1 月 31 日税資 257 号順号 10622、東京地判平 22 年 9 月 24 日税資 260 号順号 11518、東京地判平 25 年 10 月 22 日税資 263 号順号 12314 ほか。

⁽³⁶⁾ なお、財産評価通達は、昭和 39 年に制定された相続税財産評価に関する基本通達(昭和 39 年 4 月 25 日直資 56、直審(資)17(例規))から題名が改正されたものであり、平成 4 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈

個別財産に応じた統一的な評価方法を画一的に適用することによって相続(遺贈(相続税法上、遺贈には死因贈与を含む。))を含む。))又は贈与(以下、相続と併せて「相続等」という。))により取得した財産の価額を評価することとされている。

そして、財産評価通達は、第1章「総則」1(評価の原則)の(2)では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期(括弧書省略)において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と、(3)では、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」とそれぞれ定めていることから、財産評価通達では、「時価」について客観的な交換価値と把握しているものと解される。

このような財産評価通達の必要性や趣旨については、相続税法 22 条の解釈において、租税法律主義により条文の文言の枠内で「時価」の意味を明らかにするにしても、社会生活上の全ての事象を法律によって一義的に規定することは、事実上不可能であり、また、相続税又は贈与税(以下「相続税等」という。)の課税対象財産が多種多様であり、相続の偶発性、非取引性等の特殊性から、客観的な交換価値が必ずしも一義的に確定されるものではないため、それらの価額を画一的な評価方法によることなく事案ごとに個別評価することとなると、その評価方法、基礎資料の選択の仕方等により異なった金額が時価として導かれる結果が生ずることを避け難く、また、課税庁の事務負担が過重なものとなり、課税事務の効率的な処理が困難となるおそれもあることから、相続等により取得した財産の価額をあらかじめ定められた評価方法によって画一的に評価するのが相当であることから導かれる⁽³⁷⁾。

また、相続税法 22 条の趣旨に鑑みれば、財産評価通達は、評価対象財産に適用される評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、対象財産の課税価格がその評価方法に従って決定された場合には、その課税価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、課税時期における対象財産の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当であるとされている⁽³⁸⁾。

そして、このような課税実務は、財産評価通達の定める評価方法が相続等により取得した財産の取得の時に適正な時価を算定する方法として合理的なものであると認められる限り、納税者間の公平、納税者の便宜、効率的な徴税といった租税法律関係の確定に際して求められる種々の要請を満たし、国民の納税義務の適正な履行の確保(通税 1 条、相税 1 条)に資するも

又は贈与により取得した財産について、これにより取り扱われることとされた。

⁽³⁷⁾ 東京地判平 24 年 3 月 2 日・前掲注(34)、東京地判平 25 年 12 月 13 日税資 263 号順号 12354 参照。

⁽³⁸⁾ 東京高判平 27 年 12 月 17 日・前掲注(34)。同判決は、最二小判平 25 年 7 月 12 日・前掲注(34)を参照し、同最高裁判決は、固定資産税に関する判決であるものの、最高裁調査官解説(法時 67 巻 12 号 235・236 頁)では、評価基準により決定される価格と適正な時価との関係について、最二小判平 22 年 7 月 16 日・前掲注(34)の説示が参考になるとし、また、財産評価通達にも同様の判断枠組みが妥当するとの見解が示されている。

のとして、相続税法 22 条の規定の許容するところであると解される⁽³⁹⁾。⁽⁴⁰⁾ ⁽⁴¹⁾

また、後述する、東京地裁令和元年 8 月 27 日判決では、「相続税法 22 条の規定もいわゆる租税法の基本原則の一つである租税平等主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、〔財産〕評価通達の定める評価方法以外の評価方法によってその価額を評価することは、原則として許されないものというべきである。」(括弧書筆者加筆)とも判示しており、相続税法 22 条の解釈には、公正な租税負担の見地からの租税公平主義の観点も影響を及ぼしている。

このように適正な課税の実現という法目的を前提とする相続税法 22 条の解釈の結果、財産評価通達に定める個別財産ごとの評価額によって申告すれば、課税庁から認められるであろうというのが、納税者側の予測可能性となり、また、それが認められるということが法的安定性にもつながるといえる。

3 租税法律主義と財産評価通達との関係及び同通達の拘束性

相続税法 22 条にいう「時価」が財産取得時における当該財産の客観的な交換価値を示す価額をいい、これはいわゆる市場価格と同義であり、財産評価通達に基づく評価は、課税実務上、本来ならば個別の財産ごとにそれぞれの市場性に係る多くの事情を考慮して評価すべきである。

そして、財産評価通達による評価方式は、主に税務行政上の理由によって、採られているに過ぎず、同通達による評価額が、市場価格に比して一定の限度で低額に設定されるという事情の下で設定されたとしても、その評価額は、相続税法 22 条にいう「時価」ということができるのであり、この限度でこの「時価」概念も一定の幅を持った概念と解されるものの、このことから直ちに同条の規定が租税法律主義の要請に反するとまですることは困難であると解されている⁽⁴²⁾。

⁽³⁹⁾ 東京地判平 25 年 12 月 13 日・前掲注(37)。なお、最二小判平 22 年 7 月 16 日・前掲注(34)では、補足意見として須藤正彦裁判官は、社団医療法人の出資持分に係る相続税法 22 条に規定する時価について、「課税の公平性の確保という要請は最大限に満たされなければならないから、財産評価基本通達によるとの運用には特別の事情がない限り合理性が認められるというべきである。」とし、「同通達 194-2 などによれば、医療法人の出資は『取引相場のない株式』の評価に準じて評価するものとされ、本件出資持分の評価は、(中略)本件出資持分 1 口当たりの年利益金額や純資産価額を基礎にし、かつ一定の掛け目(70%)が乗じられており、その一方で、このような評価方法を上回る適切な評価方法を他に見いだし得ない以上、特別の事情がない限り、これによって処理することはやむを得ないというべきである。」として、相続税法 22 条に反しないとの意見を付している。

⁽⁴⁰⁾ 金子宏「財産評価基本通達の合理性―同族株主の取得した取引相場のない株式の評価に関する二件の裁判例の検討」『租税法理論の形成と解明 下巻』367・368 頁(有斐閣、2000)参照。金子名誉教授は、「通達を機械的に適用することによって妥当な結果が得られるとは限らない。というのは、時価が一義的に明らかでないからこそ、その評価のために通達が設けられているのであって、通達の適用によって算出された財産の「評価額」と「時価」との間には絶えず乖離がありうるからである。」と指摘され、相続等により取得した財産の評価は、事実の認定の作用であり、本来、事案ごとに個別に行われるべきであるところ、本文に掲げた理由から、財産評価通達を設けることの必要性は承認されなければならないとする。

⁽⁴¹⁾ このような解釈論は、相続税法の解釈として妥当なものであるといえるか検討したものとして、酒井克彦「相続財産の個別評価と租税平等主義(下-1)―最高裁令和 4 年 4 月 19 日第三小法廷判決を素材として―」税務事例 54 巻 12 号 51 頁がある。

⁽⁴²⁾ 東京高判平 5 年 3 月 15 日行集 44 巻 3 号 213 頁(原審は、東京地判平 4 年 7 月 29 日行集 43 巻 6・7

この点、東京高裁平成 17 年 5 月 18 日判決(税資 255 号順号 10034)も、財産評価通達(昭和 48 年 2 月 2 日付直資 3-3「相続税および贈与税におけるゴルフ会員権に関する評価について」を含む。)は、「相続税法 22 条の規定を具体化したものであって、時価以上の納税を強制するものではないことは、(中略)通達の文言からも明らかであって、(中略)憲法 84 条や相続税法 22 条に違反する点はなく、その合理性を否定することはできないというべきである。」と判示し、租税法律主義と財産評価通達との関係について、相続税法 22 条を法令上の根拠とする財産評価通達の合理性を肯定している⁽⁴³⁾。

ところで、所得税基本通達などの税務通達は、原則として、行政内部における租税法の解釈統一のための基準である解釈基準として法令解釈を示すものである一方で、財産評価通達は、財産の時価の内容を具体的に確定する事実認定の作業とされる⁽⁴⁴⁾との指摘がある。つまり、時価の評価は事実認定であって、財産評価通達は時価の認定の一般的基準にすぎないから、同通達の内容が一般的に合理的であっても、その適用によって得られる評価額が時価に合致するとは必ずしもいいきれない⁽⁴⁵⁾。すなわち、所得税基本通達等が法令解釈を具体化しているのに対し、相続税法 22 条の「時価」という文言からは財産評価通達に定められる各財産の詳細な評価計算式が導かれないことから財産評価通達は純粋な解釈基準の性質とは異なっているといえる⁽⁴⁶⁾。

そして、このような性質を有する財産評価通達の拘束性については、同通達の基本的内容は、長期間にわたる継続的・一般的適用とそれに対する国民一般の法的確信の結果として、現在では行政先例法になっていると解されるので、同通達に評価方法の定めのない財産であるなど、特段の理由がないにもかかわらず、特定の財産について同通達と異なる方法を用いて高く評価することは違法であると解すべきとの有力な学説⁽⁴⁷⁾があるものの、行政先例法の成立について

号 999 頁)参照。なお、土地の評価を例にすれば、公示価格も路線価も 1 月 1 日現在で設定されるところ、適正な取引価格が公示価格に基づいて決定される限り、それは客観的交換価値であり、そのような意味においては、公示価格と同時期に設定される路線価も時価に近接しているといえる。そして、路線価が公示価格の 8 割を目安として設定されるのは、適正な取引価格が売買価額の平均値であることを考慮した場合、評価の安全性に配慮する必要性から路線価評価方式が採られているに過ぎず、そのような事情の下で設定されたその評価額は、相続税法 22 条にいう「時価」ということができることとなる。この点、金子・前掲注(1)96 頁では、「一般的に時価よりも低く固めの評価をすることは違法ではない、という行政先例法が成立していると解するほかはないであろう。」と論じる。

⁽⁴³⁾ なお、最三小判平 9 年 2 月 25 日税資 222 号 538 頁は、「相続税法は(中略)租税法律主義(憲法 84 条)の適用もあり、これには課税要件法定主義を含み財産評価は課税要件の根本であり、立法府を経ない評価通達は違法である」とする上告の申立てを棄却する。

⁽⁴⁴⁾ 碓井・前掲注(32)10 頁、金子・前掲注(40)368 頁参照。なお、同頁では、「相続財産の評価は、その財産の交換価値がいくらであるかの『事実の認定』の作用である。したがって、評価通達は、解釈通達ではなくて、『適用通達』ないし『認定通達』の性質をもっている。」と論じる。

⁽⁴⁵⁾ 金子・前掲注(40)368 頁。なお、同頁では、「もし、評価通達の内容が法律や政令によって定められていれば、それによる評価額は時価とみなされることになる。しかし、通達は法規ではないから、通達の合理性が問題となるのみでなく、その適用によって得られる評価額が時価といえるかどうかが問題となるのである。」と指摘する。

⁽⁴⁶⁾ 加藤友佳「納税者による通達によらない財産評価」『租税法の過去・現在・未来』47 頁租税法研究第 50 号 47 頁(有斐閣、2022)。

⁽⁴⁷⁾ 金子・前掲注(1)736 頁。行政先例法の成立を肯定する立場として、長崎地判昭 36 年 5 月 19 日行集

は、多くの裁判例は否定的⁽⁴⁸⁾である。

このような議論は、行政法の分野において、行政規則は、行政機関を拘束するが、国民を拘束する外部効果を有しないもので、この点で法規命令と区別されるという古典的説明について、その後、法規命令と行政規則の差異も相対的なものであるに止まることが指摘され、行政規則の外部化現象ということが論じられている⁽⁴⁹⁾ことも繋がり⁽⁵⁰⁾、この議論では、財産評価通達も、これを裁量基準と捉える見解⁽⁵¹⁾や裁判例では、財産評価に関して財産評価通達がほとんど決定的な役割を果たしているという指摘⁽⁵²⁾がある⁽⁵³⁾。

そして、公にされている裁量基準については、「行政庁が処分をしようとする際に、法令を機械的に執行する場合も皆無ではないが、通常は、行政庁に一定の判断の余地(裁量)が認められている。しかし、裁量権の行使について、個々の行政庁の自由に委ねると、恣意的判断が行われるおそれがあるし、判断の不統一が生じ、平等原則に反するおそれがある。また、国民の側からすると、裁量権行使の基準が明らかでないと、予測可能性に欠けるという問題がある。」⁽⁵⁴⁾との指摘もある。

さらに、財産評価通達は法令ではなく、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する」(財産評価通達1の(3))ことからすると、財産の評価が同通達と異なる基準で行われたとしても直ちに違法となるものではないと解される⁽⁵⁵⁾一方、同通達の内容が合理的な理由なくして適用されないことは、租税公平主義に反することになるだけでなく、同通達の内容を信頼して申告をしたところ、合理的な理由がなく、課税庁が財産評価通達6を用いて異なる評価額を主張する場合には、納税者の信頼保護に欠けることになるから、信頼保護の観点からも、そのような評価は違法という評価を受けることになる⁽⁵⁶⁾。

この点については、例えば、一般的な経済事情、不動産に係る市場性に変動が生じ、短期間のうちに地価等が異常なまでに高騰し、税務行政上の理由等でこのような変動を的確にその評価額に反映させることができず、その結果、財産評価通達による評価額と市場価格との間に著しい格差が生ずるに至ったような場合には、むしろ同通達による評価額をもって相続税法22条

12 卷 5 号 1017 頁(控訴審福岡高判昭 37 年 4 月 19 日税資 36 号 473 頁も同旨。)。

⁽⁴⁸⁾ 東京地判平 4 年 7 月 29 日・前掲注(42)、東京地判平 5 年 2 月 16 日判タ 845 号 240 頁参照。

⁽⁴⁹⁾ 宇賀・前掲注(25)340 頁。

⁽⁵⁰⁾ 高野・前掲注(33)117 頁。

⁽⁵¹⁾ 長屋文裕「判解」判タ 821 号 275 頁(1993)。同頁では、東京地判平 4 年 3 月 11 日・前掲注(34)及び東京地判平 4 年 7 月 29 日・前掲注(42)の立場は、「時価」の評価方法に関する裁量権を認め、財産評価通達を一種の裁量基準として扱ったか、又は裁量権行使につき租税公平主義の要請が働くものとしたことに帰するのではなかろうかと指摘する。

⁽⁵²⁾ 渋谷雅弘「財産評価に関する判例の動向」ジュリ 1004 号 25 頁(1992)。

⁽⁵³⁾ 加藤・前掲注(46)47 頁。

⁽⁵⁴⁾ 宇賀・(25)336・337 頁。なお、金子・前掲注(1)736 頁では、「相続税法が、財産の評価はその時価によるとしていることが、財産評価につき行政庁の自由な裁量を認める趣旨でないことは、いうまでもない」とし、ただし、財産評価通達は、「評価の基準について各国税局長に大きな権限を与えている。」と指摘する。

⁽⁵⁵⁾ 日置朋弘「判解」曹時 70 卷 5 号 266 頁(2016)参照。

⁽⁵⁶⁾ 高野・前掲注(33)117 頁。

にいう「時価」ということができなくなるというべきであり⁽⁵⁷⁾、このような場合においては、相続税法 22 条の規定に立ち返って、本来の「時価」に戻すために、財産の客観的な交換価値を示す価額として個別的な事情を勘案した評価を導く必要性が生じる。財産評価通達 6 は、このような事態を想定して、同通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額について、国税庁長官の指示を受けて評価すると定めているのである。

そこで次項では、このような財産評価通達 6 の性格と位置付けを確認する。

4 財産評価通達 6 の性格と位置付け

前述のとおり、財産評価通達 1 の(2)では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期(括弧書き省略)において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」(傍点筆者)と定めるところ、同通達に定める統一的な評価方法を画一的に適用した場合には、相続税法 22 条に規定する適正な時価あるいは客観的な交換価値が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられる。

そのような場合には、個々の財産の態様に応じた適正な時価評価の必要性が生じ、このような必要性から財産評価通達 6 (この通達の定めにより難い場合の評価)⁽⁵⁸⁾は、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」(傍点筆者)と定め、同項を適用するに当たって、「著しく不相当」という実体的要件と「国税庁長官の指示」という手続的要件⁽⁵⁹⁾を定めている⁽⁶⁰⁾。

⁽⁵⁷⁾ 東京高判平 5 年 3 月 15 日・前掲注(42)参照。

⁽⁵⁸⁾ 財産評価通達 6 は、相続税財産評価に関する基本通達(昭和 39 年 4 月 25 日直資 56、直審(資)17(例規))の制定時から同様の文言で定められている。なお、所得税の減収分を高額所得者へ課税するために昭和 25 年から昭和 27 年までの 3 年間施行された富裕税の対象となる財産の評価方法について定めた「富裕税財産評価事務取扱通達」(昭和 26 年 1 月 10 日直資 1-5)11 の柱書には、「国税局又は税務署において、財産評価の基準を定めた場合においては、財産の種類又はその所在を異にすることにより不権衡を生ずることのないよう、左に掲げるところに特に留意する」と、同(3)では、「特殊異例と認められる財産について評価する場合又は第二章以下に定める評価額によらない額により評価する場合においては、課税価格又は富裕税額の更正又は決定前国税庁の指示を受ける」と定められており、同項は、財産評価通達 6 の前身であり原型といえる。

⁽⁵⁹⁾ なお、東京高判平 5 年 1 月 26 日・前掲注(34)は、国税庁長官の指示について、「右長官による指示は、国税庁内部における処理の準則を定めたものにすぎず、もとより右指示の有無は課税処分の効力に影響を及ぼすものではない。」と判示し、国税庁長官の指示の有無が当該課税処分の効力に影響を及ぼさない旨を初めて示した。その後の東京地判平 9 年 9 月 30 日訟月 47 卷 6 号 1636 頁、東京地判平 10 年 9 月 29 日判タ 1025 号 142 頁、大阪地判平 12 年 5 月 12 日訟月 47 卷 10 号 3106 頁のいずれの判決も同旨の判示をしているが、指示の有無に係る認定がなく、実際に指示がなかったか否かは不明である。

国税庁長官の指示がないことに争いがないと認められる事案として、東京地判平 11 年 3 月 25 日訟月 47 卷 5 号 1163 頁がある。裁判所は、「評価通達六の規定は、(中略)行政組織内部における機関相互の指示、監督に関して定めた規定であることは明らかであって、評価通達六に違反することから直ちに国民の権利、利益に影響が生じるものではない・・・また、評価通達六に行政作用の統一、行政作用に関する国民の予測可能性の確保という目的があることを考慮しても、右の理が変わるものではない。」と判示し、国税庁長官の指示を受けるべきとする原告らの主張を排斥する。

⁽⁶⁰⁾ 品川芳宣「評価通達 6 項の存在意義と適用要件～最近の重要裁判例を題材に～」資産承継 11 月号 37

そして、財産評価通達 1 と同通達 6 において、それぞれ「この通達の定め」とあるところ、財産評価通達 1 の「この通達の定め」とは、同通達 6 を含んだ同通達の全ての定めを指し、同通達 6 の「この通達の定め」とは、同項を除く、同通達 2 以下(主に第 2 章以下)に定める個別財産に応じた評価方法による画一的な評価(以下「画一的評価」という。)の定めを指していると考えられる。

すなわち、財産評価通達自体は、あくまでも財産の評価に関し、国税庁長官から国税局長等に対する命令の一環として発せられるもので、職員が画一的評価をして課税関係を確定させようとする場合において、適正な時価あるいは客観的な交換価値が求められず、その評価額が著しく不適当なものとなり、課税の公平を欠くということが判断されれば、財産評価通達 6 を適用し、国税庁長官の指示を受けて評価しなければならない。つまり、「著しく不適当と認められる財産の価額」について、「国税庁長官の指示を受けて評価する」ことをしないとすれば、それは命令に反する処理を行うことを意味するのであって、その意味において、財産評価通達 6 にも当然に内部拘束力が働く⁽⁶¹⁾のである。よって、重要なのは、財産評価通達 6 だけが単独で存在するのではなく、財産評価通達の体系の中で存在しているということ⁽⁶²⁾であって、このような理解は、同通達 1 の(2)の定めに基づき、国税庁長官から国税局長等に対し、「時価」について「この通達の定めによって」執行するよう命令し、同通達 1 の(3)が「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する。」と定めることとも整合する。

さらに、画一的評価による評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合には、個々の財産の態様に応じた適正な時価評価が行えるようにする必要性が生じ、このような必要性から財産評価通達 6 が定められてることを踏まえれば、相続税法 22 条の規定は、租税公平主義を当然の前提⁽⁶³⁾としているものと考えられる。

そして、財産評価通達 6 については、東京地裁平成 25 年 8 月 30 日(税資 263 号順号 12283)

号 162 頁(大蔵財務協会、2024)。なお、品川名誉教授は、同 162・163 頁において、裁判所等で手続的要件が軽視される傾向があることについて、「このような考え方については、①税務通達は法源ではなくても税務官庁の職員を法的に拘束するものであること、②税務通達に反する課税処分が信義則違反、平等原則違反に問われること、③評価通達 6 項の適用には国税庁長官の指示が必要であるから余程のことがない限り同項の適用はないであろうと予測する納税者側の予測可能性を保障する必要があること等を考えると、単なる行政内部の準則にとどまらず、法的に問題(違法性)があるものと考えられる。」旨警鐘を鳴らしている。

⁽⁶¹⁾ 酒井克彦『アクセス 税務通達の読み方』73 頁(第一法規、2016)参照。

⁽⁶²⁾ 品川芳宣＝間瀬まゆ子「徹底検証！財産評価基本通達総則 6 項 その 1 (全 5 回)」旬刊速報税理 2025 10/11 号 25 頁[品川氏発言](ぎょうせい、2025)。品川名誉教授は、同 26 頁において、「このように、特定の課税時期前にあらかじめ決めるということは、路線価に代表されるように、想定される相続財産の標準価額を定めているわけです。本来、『時価』は取得した財産の課税時期において個別に判断するわけですが、路線価は、1 年に 1 回、1 月 1 日現在の標準価額を定めておくわけです。そのため、1 年間で地価が変動すれば、課税時期が年末になると『時価』から離れてしまいます。このようなことが、6 項が定められている一つの理由です。このように、あらかじめ定めておくという問題は、相続税法 22 条に、『相続等によって取得した財産の価額は時価による』と書いてありますが、その『時価』の解釈に関して、基本通達一本を必要としていること、又は、つくらざるを得ないことに起因します。」と説明される。

⁽⁶³⁾ 東京高判令 2 年 6 月 24 日民集 76 卷 4 号 463 頁参照。

判決が、財産評価通達自らが例外的に同通達に定める評価方法以外の方法を取り得るものとしている旨を判示するとおり、同通達6の定めは、同通達内では、同通達に定める評価方法以外の方法として例外的な位置付けにあり、そうすると、画一的評価の定めによる評価方法は、原則的な位置付けになるという説明が可能となる。そのような理解を踏まえて、前述のとおり、租税法律主義の下では、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行われなければならない、課税要件法定主義の要請により、税務通達が法律の定めよりも重い課税を行なうことは許されず、合法性の原則の要請により、税務通達が法律の定めよりも軽い課税を行なうことも許されないことから、財産評価通達6は、これらの要請に則って、実務上の便宜のために定めた画一的評価の定めによる評価額が著しく不相当と認められる場合に個別に評価をし直す定めであると解される⁽⁶⁴⁾。

以上を踏まえると、財産評価通達は、財産の時価の内容を具体的に確定する事実認定の作業であり、同通達6は、画一的評価の定めによる評価額が適正な時価として著しく不相当なものとなり、課税の公平を欠く場合に適用される点において、客観的事実に対する定めであるから、相続税等を不当に減少させたということから納税者の行為計算を否認する相続税法 64 条の規定とは基本的に区分されることになる⁽⁶⁵⁾。

したがって、財産評価通達6は、いわゆる租税回避行為の否認規定ではないのであり、また、適正な時価が、画一的評価の定めによる評価額が適正な時価として著しく不相当ということが判断されれば適用されることを踏まえれば、適正な時価が、当該評価額を上回る場合のほか、下回る場合にも適用があることになる⁽⁶⁶⁾。そういった意味において、財産評価通達6は、適正な時価に比して画一的評価による評価額が地価の大幅な下落などを理由として上回る場合の納税者救済手段として必要になることもあれば、下回ることを利用した節税手段について問題になることもある。

このように財産評価通達6は、個々の財産の態様に応じた適正な時価評価が行えるようにする必要性から要請されているという性格を有するため、同項は、個別性のあるものに限定して適用すべきということになる。したがって、個別性が低く、一般的である財産の評価については、本来、画一的評価によるべきである。しかしながら、実際は、税務行政上の理由などから、

⁽⁶⁴⁾ 品川＝間瀬・前掲注(62)27頁〔品川氏発言〕参照。

⁽⁶⁵⁾ 品川芳宣＝緑川正博『相続税財産評価の論点 財産評価の理論と業務の疑問を糾す』10頁〔品川氏発言〕（ぎょうせい、1997）参照。

⁽⁶⁶⁾ 松田貴司編『財産評価基本通達逐条解説』28・29頁（大蔵財務協会、2023）参照。裁判例として、東京高判平5年1月26日・前掲注(34)。

なお、品川芳宣「評価通達における原則評価と例外評価～画一的評価の問題点と是正措置～第18回」20・21頁（大蔵財務協会、2006）において、品川名誉教授は、財産評価通達制度（昭和39年）後二十数年間は財産評価通達6を適用した課税処分は納税者を救済する場合に限られており、その最大の理由は、同通達1項(2)が、「その価額は、この通達の定めによって評価した価額による。」と定めている以上、「通達による評価の『2本建て』（複数評価）は存しない、ということにあったようである。そうはいつても、評価通達上の評価額（原則評価）が『時価』たる客観的交換価値を上回ることもあり得るから、その場合の租税法律主義違反を回避するために評価通達6項の存在意義があるとも言われていた。」とし、その後、平成元年3月の「負担付贈与通達の発出により、通達による財産評価について評価の2本建てがオーソライズされたため、評価通達6項の適用について、積極的な根拠が与えられることになった。」と論じる。

一般的な経済事情や不動産に係る市場性の変動が著しく、画一的評価を改正すべき事情が生じたとしても、このような事情を速やかにその評価額に反映させるような改正は事実上困難であり、そのような場合において、その対象となる財産の客観的な交換価値として、著しく不適当ということが判断されれば、やはり、財産評価通達6を適用するということも考え得るところである。

5 画一的評価の改正と財産評価通達6との関係

上記4のとおり、一般的な経済事情、不動産に係る市場性に変動が生じ、短期間のうちに地価等が異常なまでに高騰するなどの理由から、画一的評価を改正する個別的補完措置を講ずべき場合であっても、税務行政上の理由等で速やかに改正できるとは限らず、例えば、これを奇貨として適正な時価と画一的評価による評価額とのかい離を利用した何らかの取引を行うような場合には、財産評価通達6を適用して、そのような変動を的確にその評価額に反映させることが必要となる。そのような意味において、財産評価通達6は包括的補完措置⁽⁶⁷⁾であるといえる。

そこで、以下において、経済事情や社会情勢などの変動から、画一的評価が改正された個別的補完措置の主な例を採り上げて考察したところ、これらの改正経緯を踏まえると、財産評価通達6を適用する際の「著しく不適当」であるか否かの判断に当たっては、適正な時価と画一的評価による評価額とが相当かい離している⁽⁶⁸⁾のみならず、それに関連する何らかの取引の発生が前提として必要であること、また、画一的評価の改正後であっても財産評価通達6を適用する余地があることが確認できた。

しかしながら、財産評価通達6の適用は、国税庁側からすれば、評価基準制度等の弊害を時機を得て補完(修正)できることになるものの、納税者側からすれば、国税庁側の判断基準が不明であるだけに著しく予測可能性を害されることになるし、同項の適用を受けない他の納税者との間の租税公平主義違反についても危惧を抱くことになる⁽⁶⁹⁾ため、国税庁が、画一的評価について、一定の経緯を経て改正した以上、納税者の予測可能性と法的安定性確保の見地からも、改正した評価方法に関し財産評価通達6を適用することには相当慎重になるべきであると思料する⁽⁷⁰⁾。

⁽⁶⁷⁾ 品川・前掲注(60)154・155頁、品川芳宣「租税法学と租税実務 実務からみた租税法学の方向を探る 第4回 租税法の基本原則③」税務弘報72巻7号101頁(中央経済社、2024)。

⁽⁶⁸⁾ なお、東京地判平17年10月12日税資255号順号10156は、財産評価通達6による課税処分に関し国側が初めて敗訴した事案である。事案の概要は、オーナー株主が親族関係のない個人との間で、所有する取引相場のない株式を配当還元方式に近い金額(1株当たり100円)で売買取引したところ、課税庁が当該株式の時価は1株当たり794円(銀行等との取引金額)であるから、当該売買取引は、相続税法7条の「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当するとして、当該個人に贈与税の決定処分をしたものである。判決では、本件の売買取引において、配当還元方式という評価方法そのものにも合理性があるとして、決定処分が取り消されている。この事案については、親族関係のない個人への売買取引であり、適正な時価と画一的評価による評価額とが相当かい離しているという事情は見当たらず、妥当な判決といえる。

⁽⁶⁹⁾ 品川・前掲注(67)101頁。

⁽⁷⁰⁾ 財産評価通達6の適用を直接の論じたものではないが、財産評価通達の改正前後で、通達改正が納税者にとって有利に働く場合と、不利益に働く場合とを分けて、通達改正の問題を一般的に論じたものとして、渋谷雅弘「財産評価に関する通達の改正」税務事例研究207号31頁以下(2025)。

① 昭和 41 年 11 月 2 日付直資 3-19 において、財産評価通達 4-2 (不動産のうちたな卸資産に該当するものの評価) が追加され、路線価が取引価額を当時からかなり下回っており、取引価額と相続税の評価額の開差に着目して不動産業が租税回避を行っていた⁽⁷¹⁾ ことから、たな卸資産についてはその販売業者の課税時期における取引価額により評価することとされた。

② 財産評価通達の改正ではないが、昭和 63 年税制改正により、租税特別措置法 69 条の 4《相続開始前 3 年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例》(以下「旧措置法 69 条の 4」という。)が創設され、昭和 64 年 1 月 1 日から個人が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産で、相続開始前 3 年以内に取得又は新築をした土地等又は建物等がある場合には、相続税の課税価格に算入すべき価額は、相続税評価額によらず、その土地等又は建物等に係る取得価額により相続税を課すこととされている。創設の背景は、昭和 50 年代後半から 60 年当時に地価上昇の著しい特定の地域において不動産の実勢価額と相続税評価額とのかい離に着目して、借入金により不動産取得を行うという形での税負担回避行為が横行し、税負担の公平上看過し得ない問題となっており、また、借入金によらずとも不動産を取得することに同様の負担軽減の効果をを得ることができることから、このような不動産の実勢価額と相続税評価額とのかい離に基づく相続税の負担回避問題に対処するためであるとされる。⁽⁷²⁾

なお、旧措置法 69 条の 4 の規定は、被相続人の居住用財産については適用されないなど、政策的な課税手段であり、その意図は租税回避行為を封じることにあつたのに対し、上記①の財産評価通達 4-2、後記③の負担付贈与通達及び④同通達 185 括弧書の定めは、不動産の実勢価額と相続税評価額とのかい離を利用した租税回避行為は、画一的評価による評価額が、相続税法 22 条の時価として不適切であることが原因で生じるものであるから、画一的評価による評価額をできるだけ同法 22 条の時価に近づけて開差が生じないように評価の適正化を図るため、取得価額を用いて客観的かつ合理的に評価しようとする点において、旧措置法 69 条の 4 とその趣旨が異なるといえる⁽⁷³⁾。

③ 平成元年 3 月 29 日付直評 5 外において、個別通達「負担付贈与又は対価を伴う取引により

⁽⁷¹⁾ 品川・前掲注(65)22・23 頁参照。なお、松田・前掲注(66)15 頁では、同項が追加された理由について、たな卸資産については、「路線価図等に基づいて評価する方が実態に即していること、さらに流動資産であるたな卸資産たる土地等とその土地等を売却した代金である現金預貯金等の財産との評価上の権衡を図る必要があるため」との記載がある。

⁽⁷²⁾ 国税庁「昭和 63 年 改正税法のすべて」462・463 頁。なお、旧措置法 69 条の 4 は、同規定に基づく課税処分を取り消した大阪地判平 7 年 10 月 17 日行集 46 卷 10=11 号 942 頁(なお、同規定の廃止に伴う経過措置が本件の事案に適用されたことにより、本判決は、控訴審大阪高判平 10 年 4 月 14 日訟月 45 卷 6 号 1112 頁で取り消された。)を契機として平成 8 年度の税制改正において廃止されることとなった(国税庁「平成 8 年 改正税法のすべて」247 頁)。しかしながら、旧措置法 69 条の 4 の立法趣旨は、当時の土地取引等の実態に鑑みた場合には、合目的性であり、相応の合理性を有していたと考えられ、大阪地判平 7 年 10 月 17 日も、同規定の合目的性と合理性を是認した上で、法令自体を憲法違反であるとする事はできないとしつつも、本件のような事案についてまで無制限に適用することについては憲法違反(財産権の侵害)の疑いが極めて強いと判示する。

⁽⁷³⁾ 品川＝緑川・前掲注(65)34-39、276-287 頁参照。なお、品川名誉教授は、同 280 頁において、評価の適正化を図る評価方法を相続税一般に採用していれば旧措置法 69 条の 4 の立法は必要なかったものであり、旧措置法 69 条の 4 が廃止される場合には、むしろその手当を検討すべきである旨指摘する。

取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について」(以下「負担付贈与通達」という。)が創設され、土地評価において、相続税法7条及び9条の規定(みなし贈与課税)の適用に際し、旧措置法69条の4の施行後に横行した平成初期における土地、家屋等の不動産の通常取引価額と相続税評価額の開きに着目した贈与税の税負担回避行為に対して、税負担の公平を図り、同法7条及び9条の運用執行も含めて、所要の措置が講じられた⁽⁷⁴⁾。

④ 平成2年8月3日付直評12外において、財産評価通達(当時は「相続税財産評価に関する基本通達」)の一部が改正され、相続税等の財産評価額と実際の取引価額との開差が株式評価を利用した行き過ぎた節税策の原因となっていること及び株式取引の実態から株式評価の適正化が図られた⁽⁷⁵⁾。

具体的には、財産評価通達185(取引相場のない株式における純資産価額の評価)括弧書により、評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地等(土地及び借地権などの土地の上に存する権利)及び家屋等(家屋及びその付属設備又は構築物)の価額は、路線価等によって評価するのではなく、これらの各資産の課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価するものとされた⁽⁷⁶⁾。また、財産評価通達186-2(評価差額に対する法人税額等に

⁽⁷⁴⁾ 品川＝緑川・前掲注(65)41・279頁参照、品川芳宣＝間瀬まゆ子「徹底検証！財産評価基本通達総則6項 その2(全5回)」旬刊速報税理 2025 10/21 号 27頁〔品川氏発言〕(ぎょうせい、2025)では、負担付贈与通達の発遣を契機とした財産評価通達6を適用した課税処分として、東京高判平5年1月26日・前掲注(34)を挙げる。これらは、相続開始直前の昭和63年12月に借入金で不動産を取得して節税した事件であり、旧措置法69条の4の適用開始が昭和64年1月1日であることから同条の適用ができず、負担付贈与通達の発遣日の平成元年3月29日後の平成元年4月26日に財産評価通達6を根拠に課税処分し、いずれも適法と認められた事件である。品川名誉教授は、旧措置法69条の4の適用以前は、このような事案に対して、財産評価通達6を適用するしかなかった旨を説明されている。また、同様な判決として、東京高判平5年12月21日税資199号1302頁(原審は、東京地判平5年2月16日・前掲注(48))を挙げ、これらの判決は、東京高判昭56年1月28日行集32巻1号106頁を原点としているとする。

⁽⁷⁵⁾ 国税庁資産評価企画官編『第八次改訂 財産評価の実務 相続税・贈与税・地価税における財産評価法』11頁(ぎょうせい、1994)。品川芳宣ほか「改正相続税財産評価通達の実務的検討」税経通信45巻12号74頁(税務経理協会、1990)〔品川氏発言〕では、当時国税庁資産評価企画官であった品川名誉教授が「今日問題にします株式の評価に関しまして、いわゆる中小企業対策という名目の下に取引相場のない株式の評価を安全に(低く)評価してもらいたい、という要請が相次いであったわけですし、そのような要請を受けて幾たびか改正も行われてきた経緯がございます。そういう配慮がなされればなされるほど、実際の取引価格と評価額との間にいろいろと開差を生じさせることになり、「昨今、非常に問題になっております節税策は、そういう実際の取引価格と通達上の評価額の開差をいかにうまく利用するか、というところから問題になってきている」旨説明される。

⁽⁷⁶⁾ 松田・前掲注(66)686・687頁では、改正の理由について、「純資産価額の計算において、評価会社が所有する土地等の『時価』を算定する場合に、個人が所有する土地等の評価を行うことを念頭においた路線価等によって評価替えることが唯一の方法であるとは限らないものと考えられ、適正な株式評価の見地からは、むしろ通常取引価額によって評価すべきものであるとも考えられること、また、課税時期の直前に取得(新築)し、『時価』が明らかにわかっている土地等や家屋等についても、わざわざ、路線価等によって評価替えを行うことは、『時価』の算定上、適切でないと考えられることによるもの」と説明している。

相当する金額)により、評価差額に対する法人税額等に相当する金額が株式の価額の評価上控除されることに着目して、恣意的に評価差額を作出して相続税の負担の軽減を図る事案について、経済合理性のないものについてまで、評価上の斟酌を認めることは課税の公平の観点から問題があるとして、評価会社が有する株式等の価額を純資産価額方式で評価する場合には法人税等に相当する金額を控除しないこととされた⁽⁷⁷⁾。その他、本改正において、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等が一般の評価会社とは異なることから、一般の評価会社とは区分して、その評価方法を定めておく必要がある⁽⁷⁸⁾として、財産評価通達 189(特定の評価会社の株式)のうち、株式保有特定会社⁽⁷⁹⁾、土地保有特定会社及び開業後3年未満の会社等の株式について創設されている。

なお、当時から本通達改正によっても対応できない事案を想定し、財産評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる場合には、今後とも、個別具体的事案ごとに同通達6を適用する旨の説明がなされていたことが伺われる⁽⁸⁰⁾。

⑥ 令和5年9月28日付課評2-74外において「居住用の区分所有財産の評価について」(以下「マンション通達」という。)が創設され、居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)の評価方法が定められた。そして、分譲マンションの取引実態等を踏まえると、平成30年中に相続税評価額と売買実例価額とが大きくかい離するケースが多く把握され、また、最高裁令和4年4月19日第三小法廷判決(民集76巻4号411頁、以下「最高裁令和4年判決」という。)以降、当該かい離に対する批判の高まりや、取引の手控えによる市場への影響を懸念する向きも見られたことから、課税の公平を図りつつ、納税者の予見可能性を確保する観点からも、類似の取引事例が多い分譲マンションについては、いわゆるタワーマンションなどの一部のものに限らず、広く一般的に評価方法を見直す必要性が認められた旨、創設の趣旨が説明されている⁽⁸¹⁾。

⁽⁷⁷⁾ 国税庁資産評価企画官・前掲注(75)241・242・286・287頁。なお、本改正後も、評価会社が従来から所有している取引相場のない株式に係る法人税額等相当額の控除は認められていたことから、1回でも現物出資すると(いわゆるA社・B社方式)、当該株式の価額を半減できるといった弊害を是正するため、平成6年6月において財産評価通達が改正されている。

⁽⁷⁸⁾ 松田・前掲注(66)778頁。

⁽⁷⁹⁾ 大会社については、株式保有割合(評価会社の有する各資産の価額の合計額のうち占める株式等の価額の合計額の割合)が25%以上である評価会社を株式保有特定会社とし、その株式の価額を類似業種比準方式ではなく、原則として純資産価額方式で評価することとしていた改正であった。しかし、平成9年の独禁法の改正に伴い、会社の株式保有に関する状況が平成2年の評価通達改正時から大きく変化していることなどから、25%以上という基準は、もはや資産構成が著しく株式等に偏っているとまでは評価できなくなっていたと判断された東京高判平25年2月28日税資263号順号12157(原審は、東京地判平24年3月2日・前掲注(34))を受けて、平成25年5月27日付課評2-20外の財産評価通達の一部改正により、50%以上に改正されており、経済情勢等の変動を的確に評価額に反映させる改正であると認められる。

⁽⁸⁰⁾ 品川＝間瀬・前掲注(74)27頁〔品川氏発言〕、国税庁資産評価企画官・前掲注(75)287頁参照。

⁽⁸¹⁾ 令和5年10月11日付資産評価企画官情報第2号外「「居住用の区分所有財産の評価について」(法令解釈通達)の趣旨について(情報)」(国税庁課税部資産評価企画官外)3・4頁参照。また、令和5年度与党税制改正大綱(令和4年12月16日決定)では、「現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化

なお、国税庁は、マンション通達の適用がある場合における、財産評価通達6の適用に関し、マンション通達を適用した場合であっても同様に同項の適用があるため、一室の区分所有権等に係る敷地利用権及び区分所有権の価額について、マンション通達を適用した価額よりも高い価額により評価することもあること、また、マンションの市場価格の大幅な下落その他本通達の定める評価方法に反映されない事情が存することにより、一室の区分所有権等に係る敷地利用権及び区分所有権の価額について、同通達及び財産評価通達の定める評価方法によって評価することが適当でないと認められる場合にも、個別に課税時期における時価を鑑定評価その他合理的な方法により算定することができることを明らかにしている。⁽⁸²⁾

すなわち、マンション通達を適用した評価額が客観的な交換価値として、著しく不適当ということが判断されれば、同価額を上回る場合であれ、下回る場合であれ、財産評価通達6の適用があることを明確にしている。

⑦ 貸付用不動産に係る財産評価通達の改正案

本稿執筆中においてその詳細は明らかではないが、令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱⁽⁸³⁾において「相続税等の財産評価の適正化」として、「相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し」た見直しを行うことが明らかにされた。具体的には、令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産に関し、①被相続人等が課税時期前5年以内に対価を伴う取引により取得又は新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価し⁽⁸⁴⁾、②不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する⁽⁸⁵⁾という内容である。

この見直しは、財産評価を巡る諸問題のうち、節税と称して種々の相続税対策が喧伝され、不動産や株式などの評価額を圧縮する租税回避等(スキーム)が広く利用されている状況や近年、

を検討する。」とされている。さらに、令和5年6月27日鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見において、鈴木財務大臣は、この見直しの目的は増収を増やすことではなくて制度の公平性を保つという趣旨であるとの見解を示している。

⁽⁸²⁾ 令和6年5月14日付資産評価企画官情報第2号外「「居住用の区分所有財産の評価に関するQ&A」について(情報)」(国税庁課税部資産評価企画官外)の「問9 本通達の適用がある場合に、評価基本通達6項の適用はありますか。」(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/231013/pdf/02.pdf>(令和8年6月1日最終閲覧))参照。

⁽⁸³⁾ 財務省「令和8年度税制改正の大綱」52頁以下(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf(令和8年6月1日最終閲覧))。

⁽⁸⁴⁾ 財務省・前掲注(83)52頁。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができることとする。

⁽⁸⁵⁾ 財務省・前掲注(83)52頁。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額又は定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。

社会経済情勢の変化に伴い、スキームの態様が多様化しているという現状を踏まえたものである。そして、これまでこのようなスキームに対しては、財産評価通達6に基づく課税処分を行うことなどにより個別に対応してきたものの、①同項による評価に係る訴訟等が増加傾向にあり、こうした個別の対応について、納税者の予見可能性といった観点から批判等⁽⁸⁶⁾があり、評価方法の明確化等が要請されている情勢であること、他方、②最高裁令和4年判決等を契機として、「このようなかい離は、本来、評価通達の見直し等によって解消されるべきもの」⁽⁸⁷⁾とされたことを受けて、マンション通達を発出し、分譲マンション等の区分所有不動産の評価の適正化を図ったものの、依然として同通達が適用されない一棟所有の賃貸用マンションをはじめとする貸付用不動産を利用したスキームが散見されており、個別に対応せざるを得ない状況であることを財産評価通達6と納税者の予見可能性の問題として掲げている。⁽⁸⁸⁾

具体的には、不動産市場における貸付用不動産の価額については、主に収益性によって価値判断が行われるため、一般的に貸家の稼働状況等が良好で、賃貸の割合が高くなると市場価格が高くなるのに対し、財産評価通達における貸付用不動産の価額については、借家人の支配権による利用の制約等を考慮して評価するため、借家人がおり、賃貸の割合が高くなると通達評価額が低くなり、その結果、相続開始前の駆け込み取得の事例では、かい離が3倍超、不動産小口化商品の贈与事例では、かい離が5倍を超えるものが散見され、スキーム事例では、相続税対策を企図した駆け込み取得、物件の希少性等によって、高値で取引される傾向があり、事例の中には、不動産会社や金融機関等から売買・借入などのあっせんを受け、貸付用不動産を購入後、貸家の稼働状況等が悪化し、借入金の返済等に窮する後継者がいることや、固定資産税等の納税が困難となるなど、相続税対策に関連した種々の問題も散見されたとする。⁽⁸⁹⁾

⑧ 取引相場のない株式に係る財産評価通達の見直し

令和8年4月、国税庁が令和10年の適用開始を目指して非上場株の評価方法を見直す方針である旨の新聞報道⁽⁹⁰⁾がされた。報道によると、「背景にあるのが、相続時に時価を測るための「物差し」が事業承継を促す政策目的で使われてきた実態」であり、「使う方式次第で評価額に4倍の差が出るケースもあり、かねて抜本改正の必要性が指摘されていた。」「乖離(かいり)が広がった要因に、政策目的の追加がある。財産評価基本通達は1964年、相続時に時価を測る評価ルールとして制定された。だが、戦後に創業した企業経営者が引退時期を迎える80年代に入

⁽⁸⁶⁾ 日本税理士会連合会令和7年6月25日付「令和8年度税制改正に関する建議書」7頁、日本公認会計士協会2025年6月23日付「令和8年度税制改正意見書」39頁など。

⁽⁸⁷⁾ 山本拓「判解」曹時75巻12号189頁(2023)。

⁽⁸⁸⁾ 政府税制調査会「第4回 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」(令和7年11月13日)の説明資料「財産評価を巡る諸問題」(国税庁)2・3頁参照。

⁽⁸⁹⁾ 政府税制調査会・前掲注(88)7・8頁参照。

⁽⁹⁰⁾ 令和8年4月14日付日本経済新聞電子版「非上場株の相続評価見直し、国税庁が過度な節税抑止一部は増税に」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB27BJS0X20C26A3000000/>、同月15日付日本経済新聞朝刊「非上場株の相続、節税抑止 国税庁が評価ルール見直し 来年度税制改正で調整」<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ095664600V10C26A4MM8000/>、同月21日付日本経済新聞朝刊「非上場株の相続評価新ルール、28年1月適用へ 国税庁有識者会議が初会合」<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB10BKGOQ6A410C2000000/?type=my#AAAUAgAAMA>(いずれも令和8年6月1日最終閲覧)。なお、国税庁有識者会議の議事要旨及び資料は、国税庁ウェブサイト「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」<https://www.nta.go.jp/about/council/kenkyu.htm#nai-hyoka>(同月22日最終閲覧)参照。

り、事業承継を念頭に改正が重ねられた。スムーズな世代交代を目的に評価額を抑えることができるようになり、ルールそのものに「税回避」の仕組みが内包されていった。」「90年以降に税負担の軽減を防ぐための改正が加えられてからも評価方式の差は残り、乖離を利用した節税策は広く使われるようになった。」具体的な節税策として、「(財産評価)通達に従いながらも資産の入れ替えや配当、決算期変更といった様々な手法を組み合わせ、評価額を極端に下げる例が目立って」いるとし、その結果、財産評価通達6の適用は、「10年間(2015～24事務年度)に27件あり、国税庁によると、非上場株関連が14件と過半を占めた」とする。

このような見直しの直接の背景には、会計検査院からの指摘⁽⁹¹⁾がある。会計検査院は、取引相場のない株式の評価について、「類似業種比準価額は純資産価額に比べて相当程度低い水準にあるため、類似業種比準方式及び併用方式による各評価額は純資産価額方式による評価額に比べて相当程度低く算定され、各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況となっており、このような状況は、類似業種比準価額の計算式が「評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがあることなどが要因となっており、その結果、「類似業種比準価額を適用する割合がより高くなる規模の大きな区分の会社ほど評価額が相対的に低く算定される傾向にあり、このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえないと思料される」と問題点を指摘した。

これまで、取引相場のない株式の時価については、下級審の判決が「取引相場のない株式にあっては、市場価格が形成されていないから、その時価を容易に把握することは困難であり、したがって、合理的と考えられる評価方法によってその時価を評価するほかなく、右評価方法が合理性を有する限り、それによって得られた評価額をもって『時価』と推定することに妨げはない」(東京地裁平成8年12月13日(税資221号879頁、東京高裁平成10年3月30日(税資240号856頁)判決も同旨、最高裁平成11年2月23日第三小法廷判決にて上告棄却)などの判示をした上で、取引相場のない株式の評価方法の合理性を認めてきた⁽⁹²⁾ところ、ここでの評価方法の合理性とは、円滑な事業承継を念頭においた文脈で使用されているものと思料され、その結果、現行の評価方法が評価会社の業績等の実態とかけ離れて適切に機能していないおそれがあると指摘されることとなった。本来、円滑な事業承継を推進するといった問題は、評価方法というよりむしろ、事業承継税制の問題として、適用要件を緩和するなど利便性を更に高める措置が求められ、評価と税制と両輪での見直しが必要になるものとする。

⁽⁹¹⁾ 会計検査院「令和5年度決算検査報告」(令和6年11月6日)の「第4章 国会及び内閣に対する報告並びに特定検査対象に関する検査状況等」の「第2節 特定検査対象に関する検査状況」の「第4 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について」654頁以下。

⁽⁹²⁾ なお、東京地判平10年5月29日判タ102号144頁(東京高判平11年3月25日・前掲注(59)も同旨)は、土地保有特定会社の株式を相続税申告後の当該会社に対する取引価格に基づき更正の請求を行った事案であるところ、裁判所は、「取引相場のない株式については、(中略)上場株式のように、大量かつ反復継続的な取引は予定されておらず、また、取引事例が存在するとしても、その数がわずかにとどまるにすぎない場合には、当事者間の主観的事情に影響されたものでないことをうかがわせる特段の事情がない限り、当該実例価格は、売買当事者間の主観的事情を離れた当該株式の客観的交換価値を反映したものとは評価できないというべきである。」として、取引相場のない株式を取引価格によって評価すべきでないと判示し、原告の請求を棄却した。

第3章 相続税法における財産評価上の租税公平主義と実質的な租税負担の公平

第1節 租税法律主義と租税公平主義

1 租税公平主義と財産評価通達

第1章で考察したとおり、租税法の解釈とは、租税法律主義の内容である合法性の原則によって法的安定性と納税者の予測可能性が確保されるものの、実際には、社会生活上の全ての事象を法律によって一義的に規定することは、事実上不可能である。このことからすると、租税法律主義の要請によっても、法令の文言から用語の意味を明確に解釈できないときには、立法の目的及び経緯、法を適用した結果の公平性あるいは相当性等の実質的な事情を重視した租税公平主義の要請から、租税法令を客観的・合理的に解釈することは、公平な租税負担という観点からは許されることになり、その解釈原理は、経済的観察法や実質課税の原則等につながる傾向があると考えられた。

また、法の執行段階における租税公平主義の観点からも、法的保護に値する納税者の予測が存する場合には、租税公平主義の要請が租税法律主義の要請に優先する場面が生じ得る一方で、租税法の解釈に当たり、法的保護に値する納税者の予測可能性の保護という観点から租税公平主義の適用の要否が判断されるべきとしても、結果的に租税回避行為を否認するといったような解釈を導くことには慎重になるべきと思料された。

その上で、一般に、財産評価通達に従った財産評価は、画一的な執行と納税者の便宜に資するものであり、同通達の定める評価方法が相続等により取得した財産の取得の時における適正な時価を算定する方法として合理的と認められる限り、相続税法 22 条の規定の許容するところであると解され、その結果、画一的評価に従った評価額によって申告すれば、課税庁から認められるであろうというのが、保護すべき納税者側の予測可能性であり、また、それが認められることが法的安定性の確保にもつながった。そして、その限りにおいて、租税公平主義の要請から、相続等により取得した財産の評価は、原則として、画一的評価によるべきとしつつも、これによる課税価格の算定が公平を損なう等不合理な結果となる場合には、他の方法が用いられるべきと考えられてきた⁽⁹³⁾。その一方で、画一的評価が合理的な理由なくして適用されないことは、租税公平主義に反することになるだけでなく、納税者が画一的評価の定めを信頼して申告をしたところ、課税庁が合理的な理由がなく財産評価通達 6 を用いて異なる評価額によって課税処分をする場合には、納税者の信頼保護に欠け、そのような課税処分は、違法との批判を受けることにもなる。

もっとも、第2章で考察したとおり、財産評価通達自体は、あくまでも財産の評価に関し、国税庁長官から国税局長等に対する命令の一環として発せられ、同通達 6 は、同通達の体系の中で存在している。そして、画一的評価による評価額が相続税法 22 条に規定する適正な時価として、「著しく不相当と認められる財産の価額」であるにもかかわらず、「国税庁長官の指示を受けて評価する」ことをしないとすれば、その評価額は、不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合も生じることが考えられるばかりでなく、命令に反する処理を行うこととなるという意味において、相続税法 22 条の規定は、租税公平主義を当然の前提とし、また、同項に

⁽⁹³⁾ 大阪地判平 7 年 10 月 17 日・前掲注(72)(控訴審の大阪高判平 10 年 4 月 14 日・前掲注(72)も同旨)など。

も当然に内部拘束力が働く。

この点については、例えば、地価の高騰時において、適正な時価と画一的評価による評価額とが相当かい離し、それに関連する何らかの取引が発生しているような場合などには、課税庁は、画一的評価による評価額が、もはや相続税法 22 条にいう「時価」ということができないとして、租税法律主義の観点から同法 22 条の規定に立ち返り、財産評価通達 6 を適用し、個別の事情を勘案して財産の客観的な交換価値を示す価額を導くことが想定される一方で、納税者にとってみれば、同項の適用は、租税公平主義が保障しようとする法的保護に値する納税者の予測可能性と画一的評価が認められるという法的安定性の確保を侵害するおそれがある⁽⁹⁴⁾という事態が生じ得る。

2 財産評価通達 6 の適用場面における租税法律主義と租税公平主義の関係

相続税法 22 条が規定する時価とは、財産の客観的な交換価値をいい、相続税法が一定の財産を除き、財産の評価方法について定めを置かず、課税実務では、財産評価通達において、評価の安全性に配慮する必要性から客観的な交換価値に比して一定の限度で画一的評価を低額に設定したとしても、その評価額は、同条に規定する時価であり、その結果、同条は、租税法律主義の要請に反するものではない。

また、租税法律主義の下において、財産評価通達 6 が、課税要件法定主義や合法性の原則の要請に則って定められ、その適用に当たっては、租税公平主義を当然の前提としていたとしても、画一的評価に従った評価額による申告に対し、租税公平主義が保障しようとする納税者側の予測可能性と法的安定性の確保に抵触する可能性が指摘された。

そこで、財産評価通達 6 の適用場面における租税法律主義と租税公平主義の関係について、以下において検討する。

まず、財産評価通達 6 が適用される前提として、画一的評価の定めによる評価額が適正な時価として著しく不適当なものとなり、課税の公平を欠いていることを要するところ、これには、土地を例に地価の上昇期と下落期とに分けることができる。

そして、地価の上昇期には、画一的評価による評価額は、客観的な交換価値を超える可能性は低いという意味で、相続税法 22 条に規定する時価に沿った課税が行われるため、租税法律主義の要請は充たされることになる。一方で、客観的な交換価値である市場価値と画一的評価による評価額とのかい離が大きく、そのかい離を利用して、関連する何らかの取引をするなどの方法により節税策が講じられ、画一的評価による評価額が適正な時価として著しく不適当であると認められた場合には、租税公平主義に基づく納税者への配慮は後退する。その結果、相続税法 22 条の規定に立ち返り、本来の「時価」に戻すために財産の客観的な交換価値を示す価額として個別の事情を勘案した評価に基づいた課税が行われることで、租税法律主義の要請が実現する。ただし、著しく不適当であるか否かの判断に際し、合理的な理由がない場合には、租税公平主義の問題が生じる。

一方、地価の下落期には、画一的評価による評価額が、客観的な交換価値を超える可能性が生じ、相続税法 22 条に規定する時価を超えた課税になっている場合には、租税法律主義違反の問題が生じ、この場合には、画一的評価による評価額によることができないという意味において、画一的評価による評価額に係る租税公平主義の問題は基本的に生じない。

⁽⁹⁴⁾ 品川＝緑川・前掲注(65)285 頁。

さらに、納税者と課税庁が対立するのは、対象となる財産の評価額について、①課税庁が画一的評価による評価額を上回る価額を主張する場合と②納税者が画一的評価による評価額を下回る価額を主張する場合であること踏まえて、以下検討する。

まず、①課税庁が画一的評価による評価額(画一的評価額)を上回る価額を主張する場合には、その主張額が相続税法 22 条に規定する時価を、上回っていれば租税法律主義の問題(①-a: 画一的評価額<時価<課税価格)が生じ、下回っていれば画一的評価額によらないことについて、合理的な理由もなく特定の納税者を不利益に扱うことに関する租税公平主義の問題(①-b: 画一的評価額<課税価格≤時価)が生じる。

次に、②納税者が画一的評価額を下回る価額を主張する場合⁽⁹⁵⁾には、画一的評価額が相続税法 22 条に規定する時価を、上回っていることを理由とする場合には租税法律主義の問題(②-a: 課税価格<時価<画一的評価額)が生じ、下回っていることを前提とする場合には画一的評価額によらないことについて、合理的な理由もなく特定の納税者を有利に扱うことに関する租税公平主義の問題(②-b: 課税価格<画一的評価額≤時価)が生じる。

以上を踏まえると、財産評価通達 6 が適用される場面において、租税公平主義が問題とされる場合とは、対象となる財産の評価額について、課税庁が相続税法 22 条に規定する時価の範囲内で、画一的評価額を上回る高い価額を主張する場合(上記①-b)及び納税者が同条に規定する時価の範囲内で、画一的評価額を下回る価額を主張する場合(上記②-b)であると整理することができ、次節では、この場合を前提として更に検討する。

第 2 節 租税公平主義と実質的な租税負担の公平

1 租税公平主義と財産評価通達 6 に定める「著しく不適當」

租税法律主義と財産評価通達との関係については、相続税法 22 条を法令上の根拠として財産評価通達の合理性が肯定されるところ、財産評価通達の体系の中で存在する財産評価通達 6 は、その適用に当たり、「著しく不適當」という実体的要件と「国税庁長官の指示」という手続的要件を定め、画一的評価による評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合に個別に評価をし直すこととするから、相続税法 22 条の規定は、租税公平主義の要請を当然の前提としている。ところが、財産評価通達 6 では、画一的評価による評価額がどのような場合に「著しく不適當」となり、また、「著しく不適當」と認められたとしても、どのような評価方法を採用するのかについて、具体的に明らかにしておらず、そのような不透明さから租税公平主義の問題が生じ得る。

⁽⁹⁵⁾ なお、金子・前掲注(40)368 頁では、財産評価通達が法規ではなく、相続財産の時価の認定に関する適用通達ないし認定通達であることを前提として、「訴訟において、納税者が、相続財産の時価は評価通達による評価額よりも低いことを主張した場合には、相続財産の時価は、訴訟手続における事実認定のルールに従って認定されなければならない。換言すれば、裁判所は、最終的には客観的立証責任によって処理するとしても、それまでは、両当事者の主張をもとに自由な心証によって時価を認定しなければならない。原告の側では、評価通達の適用による評価額と時価の間には乖離があることだけでなく、時価がいくらであると考えべきかについて具体的に主張しなければならないし、税務署長の側でも、評価通達の適用による評価額が時価に等しい(または時価よりも低い)ことを具体的に主張しなければならない。要するに、両当事者とも裁判所による心証形成に向けて、主観的立証責任をつくさなければならないのである。」と論じる。

確かに、水平的又は垂直的公平を判断する際には、複数の比較規準が検討されるにしても、最終的にどの比較規準が取捨選択されるのか明らかでないという判断の不統一から租税公平主義に欠けるという問題が生じ得るし、同主義における形式的又は実質的な公平についてみても、どちらを重視すべきかによって、租税法の執行に対する場面での制約になることもあれば、租税法の解釈手法や租税回避の否認を論じる場面で重要になることもある。

ところで、財産評価通達に不確定概念を用いることについては、本来、納税者の予測可能性と法的安定性確保の見地からは慎重であるべきとしても、不確定概念たる「著しく不適當」という用語自体は、同通達6が画一的評価によって評価することが著しく不適當と認められる財産の価額について、相続税法22条の規定に立ち返って、本来の「時価」に戻す必要性から導かれていると解され、また、そのような用語の使用は、租税負担の公平を図る要請上からも必然性を有する。

すなわち、ある財産について画一的評価による評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合には、財産評価通達6を適用して当該財産を本来の「時価」に戻すことが要請されるのであって、たとえ課税庁あるいは納税者が主張する価額が相続税法22条に規定する時価の範囲内であったとしても、画一的評価による評価額が「著しく不適當」という実体的要件を満たすのであれば、租税公平主義による租税負担の公平を図るという要請が重視されるものとする(第1節2の①-b及び②-bの場合)。

その結果、財産評価通達の定めによって評価することが「著しく不適當」であるかどうかは、他の合理的な評価方法によって評価した価額が画一的評価による評価額を上回る場合又は下回る場合のいずれも含まれるということになる。そして、財産評価通達6が適用される場面において、対象となる財産の評価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、他の合理的な評価方法による評価額について、課税庁が主張する場合には、合理的な理由もなく特定の納税者を不利益に扱うことに関する租税公平主義の問題が生じ(第1節2の①-bの場合)、納税者が主張する場合には、合理的な理由もなく特定の納税者を有利に扱うことに関する租税公平主義の問題が生じる(同2の②-bの場合)。

その上で、課税庁が画一的評価による評価額を上回る価額を主張する場合(第1節2の①-bの場合)に関しては、これまで多くの裁判例⁽⁹⁶⁾において、画一的評価を適用するという形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかな場合には、別の評価方式によることが許される合理的な理由があると解すべきことは、財産評価通達6の定めから明らかである旨判示している。

そして、「実質的な租税負担の公平を著しく害する」とは、「富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという相続税の目的に反」する場合(東京地判平4年7月29日行集43巻6・7号999頁、東京高判平5年3月15日行集44巻3号213頁、大津地判平成9年6月23日訟月

⁽⁹⁶⁾ 東京地判平4年3月2日・前掲注(34)、東京高判平5年1月26日・前掲注(34)、東京高判平5年3月15日・前掲注(42)(原審は、東京地判平4年7月29日・前掲注(42))、東京高判平5年12月21日・前掲注(74)(原審は、東京地判平5年2月16日・前掲注(48))、東京地判平7年4月27日・前掲注(35)、東京地判平7年7月20日行集46巻6・7号701頁、大阪高判平12年7月13日税資248号319頁(原審は、大津地判平9年6月23日訟月44巻9号1678頁)、東京高判平17年1月19日訟月51巻10号2629頁(原審は、東京地判平16年3月2日訟月51巻10号2647頁)、東京地判平20年4月24日税資258号順号10951など。

44 卷 9 号 1678 頁)」や「相続税法の趣旨や財産評価通達自体の趣旨に反するような結果を招来させる場合」(東京地判平 7 年 4 月 27 日判タ 921 号 178 頁、東京地判平 7 年 7 月 20 日行集 46 卷 6・7 号 701 頁)を挙げる裁判例もある。

このような裁判例からすると、「実質的な租税負担の公平を著しく害する」とは、画一的評価を適用するという形式的な平等を貫くことによって、相続税法あるいは財産評価通達の趣旨に反する状態となっていることを指すものと理解できることから、以下では、この点について更に考察する。

2 実質的な租税負担の公平を著しく害する場合と特別の事情

これまで述べてきた財産評価通達の趣旨及び課税実務に鑑みれば、「実質的な租税負担の公平」とは、画一的評価を形式的に全ての納税者に適用し、画一的評価の客観性を担保することによって図られる納税者間の租税負担の公平であり、「実質的な租税負担の公平を著しく害する」場合とは、このような画一的評価という形式的な平等を貫くことによって、上記の租税法関係の確定に際して求められる種々の要請を満たすことができず、国民の納税義務の適正な履行の確保が叶わない場合との帰結が導かれる。

その上で、この「実質的な租税負担の公平を著しく害する」場合について、最高裁令和 4 年判決以前の下級審裁判例では、「特別の事情」⁽⁹⁷⁾があるときに生じ、その場合には、画一的評価による評価額が許されず、他の合理的な方法によって評価した価額によることができるなどと判示している。

そこで、以下では、画一的評価という形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなる「特別の事情」とは、具体的にどのような事情を指すのか、最高裁令和 4 年判決以前の下級審裁判例を素材として考察することとする。

(1)被相続人が相続開始直前に借入金で不動産を取得

地価の上昇期に、被相続人が相続開始直前に駆け込みで借入金により不動産を購入し、相続開始直後に相続人によって当該不動産を当時の市場価格で他に売却、その売却金によって借入金が返済されているような場合において、相続人が取得した当該不動産の評価方法について、画一的評価といった形式的な平等取扱いに反して、判明している取引価額を用いた相続税の課税処分が積極的に評価され得るとした裁判例として、東京地裁平成 4 年 3 月 2 日判決(税資 188 号 639 頁)、東京高裁平成 5 年 1 月 26 日判決(税資 194 号 75 頁、原審の東京地裁平成 4 年 3 月 11 日判決(判時 1416 号 73 頁)も同旨)、東京高裁平成 5 年 3 月 15 日判決(行集 44 卷 3 号 213 頁、原審の東京地裁平成 4 年 7 月 29 日判決(行集 43 卷 6・7 号 999 頁)も同旨)、東京高裁平成 5 年 12 月 21 日判決(税資 199 号 1302 頁、原審の東京地裁平成 5 年 2 月 16 日判決(判タ 845 号 240 頁)も同旨)などがある。

⁽⁹⁷⁾ なお、「特別の事情」という用語は、東京高判昭 56 年 1 月 28 日・前掲注(74)から使用されるようになった用語であり、同判決では、「本件土地の評価については、前記取引価額をもってすることが正当として是認しうる特別の事情があるというべき」と課税庁の処分を支持する判示がなされ、上告審の第二小判昭 61 年 12 月 5 日訟月 33 卷 8 号 2149 頁は、財産の種類が不動産ではなく、売買代金請求権という債権であるとして原判決の判断を相当であるとして結論のみ是認し、また、第一小判平 5 年 10 月 28 日・前掲注(34)は、マンションの購入価格をもってその時価であるとした東京高判平 5 年 1 月 26 日・前掲注(34)の判断を是認したものの、具体的な理由を示していないことから、最高裁判決で「特別の事情」を示した先例は見当たらない。

これらの裁判例は、いずれも課税時期が旧措置法 69 条の 4 の制定前であり、また、財産評価通達 6 を適用した課税処分ではなく、訴訟段階において、課税庁が同項の定めに合致する旨を主張した事案であるところ、経済的合理性を無視した取引によって、相続財産の課税価格が大幅に圧縮されることを問題視し、これが実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなる「特別の事情」としている。

(2)上場株式を負担付贈与により取得

昭和 63 年に受贈者らと贈与者が信用取引を利用し、受贈者らが借入金により贈与者が現物買いした上場株式の負担付贈与を受け、その後、受贈者らが当該上場株式を信用売りする借株の返済に充当しているような場合において、受贈者が取得した上場株式の評価方法について、画一的評価といった形式的な平等取扱いに反して、贈与時点の証券取引所における最終価格を用いた贈与税の課税処分が積極的に評価され得るとした裁判例として、東京地裁平成 7 年 7 月 20 日(行集 46 巻 6 - 7 号 701 頁)がある。

この裁判例は、上場株式に係る画一的評価は、租税回避目的による意図的工作のない通常の自然的な財産移転の場合を本来想定した評価方法であることを前提とした上で、画一的評価を適用する必要性や合理性のない負担付贈与を利用することによって、贈与税の課税価格が大幅に圧縮され、受贈者らが多額の財産を実質的に利得した点を問題視し、これが実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなる「特別の事情」としている。

(3)取引相場のない株式に係る評価差額に対する法人税額等相当額の控除

平成 3 年 9 月 9 日に死亡した被相続人は、相続開始約 1 年前に、借入金により有限会社 A 社を設立・出資し、その約 3 か月後、同社の増資を更に借入金を原資に引き受け、引き受け日と同日、その出資を低廉な価額によって B 社に現物出資した。相続人は、相続開始後、被相続人の借入金の一部を A 社からの借入金により弁済後、A 社による B 社の吸収合併後の減資払戻金によって、A 社からの借入金を弁済した。結果として、B 社の出資持分の評価に当たり、相続税評価額による純資産価額と帳簿価額による純資産価額との間に極めて大きな差額を作り出し、多額の法人税額等相当額の控除を受け得たこと等の一連の行為は、その時期、期間等の事情も考慮すれば、相続税負担の軽減を図る目的でなされたものであり、何ら経済的合理性を見出すことはできず、国税庁からの事務連絡に基づき、純資産額の計算上、財産評価通達(平成 3 年 12 月改正前のもの)186-2 に定める「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」(以下「法人税額等相当額」という。)を控除する必要がないと判断された裁判例として、大阪高判平成 12 年 7 月 13 日税資 248 号 319 頁(原審は、大津地判平成 9 年 6 月 23 日訟月 44 巻 9 号 1678 頁、上告審最三小判平成 14 年 10 月 29 日税資 252 号順号 9225 で上告棄却)がある。

この裁判例では、実質的に、被相続人の出資が、ほぼそのまま相続人に移ったものと評価できるにもかかわらず、財産評価通達により法人税額等相当額を控除して計算すると、被相続人の資産は、ほぼ半額となり、その分課税額が著しく圧縮されることになるのであり、このような場合にまで、法人税額等相当額を控除して計算することは、富の再分配機能を通じて経済的平等を実現するという相続税法の立法趣旨にも反することが明らかであるとして、同通達に定められた評価方式を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことが、同通達の趣旨を没却するだけでなく、実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなる「特別の事情」としている。

(4) 評価会社が保有する取引相場のない株式の評価等

平成3年12月13日に死亡した被相続人は、相続開始約1年半前に、所有するH株式会社(財産評価通達178に定める大会社)のほか、その所有する不動産等を時価を大幅に下回る価額で評価した上で、これらを現物出資して有限会社I社を設立した。その後、被相続人は、相続開始直前にI社の出資持分をH社の取引先に譲渡したため、I社は、これまでH社の同族株主であったが、譲渡後は、同族株主ではなくなった。この場合において、相続人が取得したI社が保有する資産のうち、H社株式の評価方法について、相続人は、配当還元方式で評価して純資産の評価額を算出した上で、これから評価額と各資産の帳簿価額との評価差額に対する法人税額等相当額を控除して、I社の出資持分の相続税評価額を算出した。これに対して、課税庁は、H社株式を一連の取引がなかったとした場合における類似業種比準方式により評価して純資産の評価額を算出した上で、上記法人税額等相当額を控除せずにI社の出資持分の相続税評価額を算出し、その評価額を用いた相続税の課税処分が積極的に評価され得るとした裁判例として、東京高裁平成17年1月19日判決(訟月51巻10号2629頁、原審の東京地裁平成16年3月2日判決(訟月51巻10号2647頁)も同旨)がある。

この裁判例は、財産評価通達178及び179は、評価会社が大会社の場合は、原則として、類似業種比準方式により評価するものとし、この原則的な評価方法の例外として、同通達188-2は、同族株主以外の株主等が取得した評価会社の株式を配当還元方式によって評価することを定めていることを前提とした上で、評価会社の経営に対して実効支配力を有する同族株主の保有する株式について、配当還元方式によって評価することは、経済的に配当を期待する程度の価値のみ把握しているにすぎない少数株主についてのみ同方式を採用すべきとする同通達の趣旨に反するとして、これが実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなる「特別の事情」としている。

3 「特別の事情」と租税負担の軽減の意図

以上のとおり、裁判所は、上記いずれの事案についても、画一的評価という形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなる「特別の事情」を認定するところ、これら「特別の事情」にはいずれも租税負担の軽減の意図をも存在するといえる。

すなわち、上記2の(1)は、地価上昇により対象不動産が財産評価通達に基づいて一般に通常の取引価額よりも低く評価されることを利用して、額面で評価される借入金との差額を相続税の租税回避に用い得ると考えた租税負担の軽減の意図であり、同(2)は、額面で評価される借入金と贈与時における上場株式の時価と画一的評価による評価額との間に相当の開差があることに着目して、負担付贈与を贈与税の租税回避に用い得ると考えた租税負担の軽減の意図であり、同(3)は、経済合理性のない借り入れとペーパーカンパニーの作出によって、対象財産の相続税評価額の圧縮を評価差額に対する法人税等相当額の控除により企図した租税負担の軽減の意図であり、同(4)は、同族株主以外の株主等が取得した評価会社の株式を配当還元方式によって評価することに着目して、相続開始直前にI社の出資持分をH社の取引先に譲渡し、H社の経営を実効支配しつつ、I社が保有するH社株式を配当還元方式に評価できるよう企図した租税負担の軽減の意図である。

そして、このような租税負担の軽減の意図は、いずれも他の納税者との対比において実質的な租税負担の公平の観念に反するような形で税負担を軽減して享受し得る利益といえるため法的

保護に値しないと納税者の予測と理解⁽⁹⁸⁾可能であり、納税者の予測が法的保護に値しないのであれば、租税法律主義により、実質的な税負担の公平性を図るという合理的な理由の下で法解釈や課税処分が許されるのであって、そのように解したとしても租税公平主義に反するものではないと解するのが相当と考える⁽⁹⁹⁾。

第4章 実質的な租税負担の公平に関する今日の問題

財産評価通達の定めによって評価することが「著しく不適当」であるかどうかは、他の合理的な評価方法によって評価した価額が画一的評価による評価額を上回る場合又は下回る場合のいずれにも含まれるところ、課税庁が画一的評価による評価額を上回る価額を主張する場合に関しては、これまで多くの下級審裁判例が、画一的評価を適用するという形式的な平等を貫くことによって、かえって「実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らか」な場合には、別の評価方式によることが許される合理的な理由がある旨判示して、同通達6の定める「著しく不適当」であるか否かを判断するための合理的な理由の一つとして、「実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らか」な「特別の事情」を認定し、同項を適用した課税処分の適法性を認めている。

これに対し、最高裁令和4年判決は、最高裁判所としては初めて財産評価通達6を適用した課税処分の適法性を認めたものの、同通達の法的性格に係るこれまでの判断の枠組みを変更し、同項の意味内容について何ら触れることなく、特定の者の相続財産の価額についてのみ画一的評価による評価額を上回る価額によるものとするとは、租税法上の一般原則としての平等原則(以下「租税公平主義」という。)に違反するものとして違法となる旨判示した。その上で、画一的評価を行うことが「実質的な租税負担の公平を反するというべき事情」がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を画一的評価による評価額を上回る価額によるものとしても租税公平主義に違反しない旨判示し、これまで下級審判決が財産評価通達6の定める「著しく不適当」であるか否かを判断するための合理的な理由の一つとして掲げてきた「実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らか」な「特別の事情」とは異なる審理判断の枠組みを明らかにし、その後の裁判例や裁決事例にも影響を及ぼしている。

そこで、以下、このような問題意識の下、課税庁が画一的評価による評価額を上回る価額をもって財産評価通達6を適用した課税処分について争いとなった最高裁令和4年判決及びそれ以降の裁判例並びに裁決事例を採り上げて検討する。

⁽⁹⁸⁾ 佐藤・前掲注(14) 66頁参照。なお、同70頁では、合法性の原則の位置付けについて、「合法性の原則は租税法律主義の内容の1つと考えるよりも、一般的な法による行政の原理と、租税公平主義の内容としての『税務行政は納税者を平等に扱わねばならない』という準則の中に包摂して理解するのが妥当であるというべきであろう。」と論じる。

⁽⁹⁹⁾ 東京地判平4年7月29日・前掲注(42)では、「憲法あるいは税法の要求する平等原則も、合理的な理由があるときに法律の許容する範囲内で課税上異なった取扱いをすることまでを一切禁止したものとは解されないところである。本件においては、本件土地の評価を評価基本通達の定める方法によらず、その客観的な市場価格によるものとするについて、前記のとおり他の納税者との間での実質的な税負担の公平を図るという合理的な理由が存在しており、しかも、その時価を市場価格によって評価するという評価方法も法二二条の規定に違反するものとは考えられないところである。そうすると、このような取扱いは、平等原則の観点からしても、是認されるものといわなければならない。」と判示する。

第1節 最高裁令和4年判決⁽¹⁰⁰⁾

1 事案の概要

本件は、平成24年6月17日に94歳で死亡した甲(被相続人)から共同相続人5名が相続財産を取得したところ、当該共同相続人のうちXらほか2名(原告・控訴人・上诉人、以下「本件共同相続人ら」という。)が、相続財産である不動産の一部である①東京都内の共同住宅等として利用されている8階建ての建物1棟及びその敷地並びに②神奈川県川崎市内の共同住宅として利用されている7階建ての建物1棟及びその敷地(以下、①及び②の不動産を併せて「本件各不動産」という。)について、画一的評価による評価額にて相続税の申告をしたところ、課税庁は、平成28年4月27日付で、本件共同相続人らに対し、財産評価通達6を適用し、本件各不動産の価額は財産評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるから別途実施した鑑定による評価額をもって評価すべきであるとして、それぞれ更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」という。)を受けたため、本件共同相続人らが、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

2 事実関係等

- ① 甲は、本件各不動産について、平成21年中に合計10億5,500万円を借入れ(上記1の①の不動産について6億3,000万円、同②の不動産について4億2,500万円)で、合計13億8,700万円で購入(同①の不動産について平成21年1月30日付で8億3,700万円、同②の不動産について平成21年12月25日付で5億5,000万円)した。
- ② 甲は、平成24年6月17日に死亡し、本件共同相続人らは、甲の財産を相続により取得し(以下、この相続を「本件相続」という。)、本件各不動産は、甲の遺言及び遺産分割協議に従って、本件共同相続人らのうちの1名が取得した。
- ④ 本件共同相続人らは、本件各不動産の価額を財産評価通達の定める方法により合計約3億3,400万円と評価し(以下、この価額を「本件各通達評価額」という。)、課税価格の合計額を約2,826万円、相続税の総額を零円とする相続税の申告書を提出した。
- ③ 本件各不動産に係る上記の購入及び借入れ(以下「本件購入・借入れ」という。)がなければ、本件相続に係る相続税の課税価格の合計額は6億円を超えるものであり、本件各不動産を取得した相続人は、平成25年3月7日付けで、上記1の②の不動産を代金5億1,500万円で第

⁽¹⁰⁰⁾ 民集76巻4号411頁。この判決の解説・評釈として、山本・前掲注(87)178頁、同ジュリ1581号92頁(2023)、平雄一＝笹木祐司「判批」訟月69巻3号317頁、長戸貴之「判批」ジュリ1583号176頁(2023)、酒井克彦「判批」税務事例54巻10号54－63頁、11号37－42頁、12号48－54頁、55巻1号66－70頁、2号42－48頁(2022、2023)、田中治「判批」税研228号84頁(2023)、浅妻章如「判批」民商法雑誌159巻2号230頁(2023)、渋谷雅弘「判批」ジュリ1575号101頁(2022)、品川芳宣「判批」TKC税研情報31巻4号15頁(2022)、増田英敏「判批」税務弘報70巻8号85頁(2022)、木山泰嗣「判批」青山ビジネスロー・レビュー12巻1号37頁(2022)等がある。

なお、本判決と同日に最高裁第三小法廷において、本件とは別の財産評価通達6による課税処分の適法性が争われた事案に係る上告及び上告受理申立てに係る上告棄却及び上告不受理の決定がされている(東京高判令3年4月27日訟月69巻3号363頁、第一審は、東京地判令2年11月12日同月369頁)。

三者に売却している。

⑤ 甲が、上記 1 の①の不動産の購入のために借入れた信託銀行がその際に作成した貸出稟議書の採上理由欄には「相続対策のため不動産購入を計画。購入資金につき、借入の依頼があったもの。」と、同②の不動産の購入のために借入れた信託銀行がその際に作成した貸出稟議書の採上理由欄には「相続対策のため本年 1 月に 630 百万円の富裕層ローンを実行し不動産購入。前回と同じく相続税対策を目的として第 2 期の収益物件購入を計画。購入資金につき、借入の依頼があったもの。」とそれぞれ記載されていた。

⑥ 課税庁は、本件各不動産の価額は、財産評価通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められるとして、財産評価通達 6 により、国税庁長官の指示を受け、本件各不動産の価額を鑑定評価額に基づき合計 12 億 7,300 万円と評価し(以下、この価額を「本件各鑑定評価額」という。)、本件各鑑定評価額に基づいて、課税価格の合計額を約 8 億 8,900 万円、相続税の総額を約 2 億 4,000 万円とする本件各更正処分及び本件各賦課決定処分をした。

⑦ 本件共同相続人らは、平成 29 年 11 月 22 日、これらの処分は違法であるなどと主張して、その取消しを求める本件の訴えを提起した。

3 第一審(東京地判令和元年 8 月 27 日)の判断枠組み

第一審は、相続税法 22 条に定める時価とは、客観的な交換価値をいうものであり、財産評価通達において財産の価額の評価に関する一般的な基準を定めて、画一的な評価方法によって相続等により取得した財産の価額を評価することとされている課税実務は、納税者間の公平、納税者の便宜、効率的な徴税といった租税法律関係の確定に際して求められる種々の要請を満たし、国民の納税義務の適正な履行の確保に資するものとして、同条の規定の許容するところであると解されるとした上で、以下のとおり判断し、本件各鑑定評価額は、本件各不動産の時価であると認められるからこれを基礎とする本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は適法であるとした。

「評価対象の財産に適用される〔財産〕評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有する場合においては、〔財産〕評価通達の定める評価方法が形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いられることによって、基本的には、租税負担の実質的な公平を実現することができるものと解されるのであって、相続税法 22 条の規定もいわゆる租税法の基本原則の一つである租税平等主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、〔財産〕評価通達の定める評価方法以外の評価方法によってその価額を評価することは、原則として許されないものというべきである。

しかし、他方、〔財産〕評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができないなど、〔財産〕評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかである特別の事情(〔財産〕評価通達 6 参照)がある場合には、他の合理的方法によって評価することが許されるものと解すべきである。」(括弧書筆者加筆)。

4 控訴審(東京高判令和 2 年 6 月 24 日)の判断枠組み

控訴審は、相続税法 22 条の解釈については、第一審とほぼ同旨の判断をした上で、以下のとおり判断し、本件各鑑定評価額は、本件各不動産の時価であると認められるからこれを基礎と

する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は適法であるとした。

「相続税法 22 条の規定もいわゆる租税法の基本原則の一つである租税平等主義を当然の前提としているものと考えられることに照らせば、特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、〔財産〕評価通達の定める評価方法以外の評価方法によってその価額を評価することは、原則として許されないものというべきである。

しかし、他方、〔財産〕評価通達に定められた評価方法によるべきであるとする趣旨が上記のようなものであることからすると、〔財産〕評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができないなど、〔財産〕評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害し、法の趣旨及び〔財産〕評価通達の趣旨に反することになるなど、〔財産〕評価通達に定められた方法によることが不当な結果を招来すると認められるような特別の事情がある場合には、他の合理的な方法によって評価することが許されるものと解すべきである。」（括弧書筆者加筆）

控訴審と第一審を比較すると、控訴審では、第一審が判決中に示した、「〔財産〕評価対象の財産に適用される（中略）〔財産〕評価通達の定める評価方法が形式的に（中略）全ての財産の価額の評価において用いられることによって、基本的には、租税負担の実質的な公平を実現することができるものと解される」との判示内容が削除されている。

これは、形式的な平等が租税負担の実質的な公平を実現するのではなく、形式的な平等を貫くことによって、かえって、適正な時価を適切に算定できない場合には、租税負担の実質的な公平を実現する必要性から、ほかの合理的な方法による評価が許されるものと解すべきとの理解によるものと思料する。

5 最高裁令和 4 年判決の判断枠組み

本件共同相続人らは、上記原審の判断を不服として上告及び上告受理申立てをしたところ、最高裁は、上告を決定で棄却する一方、本件を上告審として受理した。

そして、ここでの上告受理申立て理由は、本件各不動産の価額を「本件各通達評価額ではなく本件各鑑定評価額によるものとしてされた本件各更正処分は違法であり、これを適法とした原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法があるというものと解される。」というものである⁽¹⁰¹⁾。

なお、本件の争点は、財産評価通達を示す路線価によらない個別評価の妥当性如何である。

【争点】

最高裁令和 4 年判決では、要旨次のとおり判断し、本件各更正処分において課税庁が本件相続に係る相続税の課税価格に算入される本件各不動産の価額を本件各鑑定評価額に基づき評価したことは適法であるとして、本件共同相続人らの上告を棄却した。

ア 相続税法 22 条は、相続等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解される。そ

⁽¹⁰¹⁾ 山本・前掲注(87)192 頁では、「上告受理申立て理由書には上告理由書の本文部分が添付されていたが、上告理由を上告受理申立て理由として主張することはできないから(民訴法 318 条 2 項)、当該部分(憲法違反の主張)は、上告受理決定において排除するまでもなく、論旨とならないものと解される(武藤貴明「最高裁判所における民事上告審の手続について」判タ 1399 号 50 頁 59 頁参照)」とある。つまり、本判決では、憲法違反についての審理・判断はなされていない。

して、財産評価通達は、上記の意味における時価の評価方法を定めたものであるが、上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時点における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が財産評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されないというべきである。

本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから、これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法 22 条に違反するものということとはできない。【判決要旨Ⅰ】

イ 他方、租税法上の一般原則としての平等原則(租税公平主義)は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。そして、財産評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ財産評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の租税公平主義に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、財産評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を財産評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の租税公平主義に違反するものではないと解するのが相当である。【判決要旨Ⅱ】

ウ これを本件各不動産についてみると、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きな離れがあるということが出来るものの、このことをもって上記事情があるということとはできない。

もっとも、本件購入・借入れが行われなければ本件相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、これが行われたことにより、本件各不動産の価額を財産評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は約 2,826 万円にとどまり、基礎控除の結果、相続税の総額が0円になるというのであるから、本件共同相続人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。そして、被相続人及び本件共同相続人らは、本件購入・借入れに近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において申告人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行したというのであるから、租税負担の軽減をも意図してこれを行ったものといえる。そうすると、本件各不動産の価額について財産評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と本件共同相続人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるものということができる。【判決要旨Ⅲ】

したがって、本件各不動産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の租税公平主義に違反するということとはできない。

6 最高裁令和4年判決の意義

最高裁令和4年判決の判決要旨及び判断枠組みについては、上記5のとおりであり、【判決要旨Ⅰ】と【判決要旨Ⅱ】との関係についてみると、【判決要旨Ⅱ】は、「他方」という接続詞を用いて、【判決要旨Ⅰ】と並列する形式で説示をし、【判決要旨Ⅲ】において具体的な当てはめをしている。

(1) 相続税法22条の「時価」と画一的評価による評価額

【判決要旨Ⅰ】では、相続税法22条にいう「時価」とは「当該財産の客観的な交換価値というものと解される。」として、相続税法が同法22条にいう「時価」による評価を求めていること、また、財産評価通達は、「時価の評価方法を定めたものであるが」、通達にすぎず、「これが国民に対し直接の法的効力を有する」というべき根拠は見当たらないから、「財産評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されない」というべきである。」として、同通達は、「時価」を確定するものではない旨説示している。

このような説示は、税務通達は法源ではなく、国民に対して拘束力をもつ法規ではないという、これまでの判例・学説を踏まえて、財産評価通達による「時価」の評価は、あくまで事実認定であって、同通達の適用によって得られる評価額が時価に合致するものではないことを、租税法律主義と同通達との関係から論じたものであると考える。

そして、課税庁の主張額が相続税法22条に違反するか否かにつき、相続税の課税価格に算入される財産の価額が当該財産の取得の時点における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、当該価額が画一的評価による評価額を上回っていたとしても、同条に違反するものではないとした。⁽¹⁰²⁾

その上で、相続税法22条の「時価」との関係では、専ら課税庁の主張額が客観的な交換価値としての時価を上回るものでないかが問題となり、画一的評価による評価額との多寡は問題とならないことを明らかにしたものと考えられ、この点は、従来の裁判例等においては必ずしも明確でなかった⁽¹⁰³⁾。

⁽¹⁰²⁾ なお、山本・前掲注(87)185・186頁では、固定資産税については、課税標準となる登録価格が固定資産評価基準によって決定される価格を上回る場合には、客観的な交換価値としての適正な時価を上回るか否かにかかわらず、登録価格の決定は違法となると解されているが(最二小判平25年7月12日・前掲注(34))、これは、固定資産評価基準が地方税法に基づいて定められ(地方税法388条1項)、市町村長はこれによって価格を決定しなければならないとされていること(同法403条1項)に鑑みると、固定資産税の課税において固定資産評価基準に従って評価を受ける利益はそれ自体が地方税法上保護されるべきものと考えられるからであり(徳地淳「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成25年度337・343・344頁)、このような法律上の仕組みを前提としない財産評価通達については、固定資産評価基準と同様に解することはできない旨説明する。

⁽¹⁰³⁾ 山本・前掲注(87)186頁。また、同頁では、「したがって、通達評価額によらないことが許容される『特別の事情』といったものが更に問題となる余地もない」と論じ、ここでの「特別の事情」とは、「財産評価通達は、評価対象財産に適用される評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、対象財産の課税価格がその評価方法に従って決定された場合には、その課税価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、課税時期における対象財産の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認するのが相当である」(傍点筆者)とする東京高判平27年12月17日・前掲注(34)が参照した、固定資産税に関する最二小判平25年7月12日・前掲注(34)が判示する「特別の

なお、上記の説示は、課税庁の主張額が客観的な交換価値としての時価を上回れば、その限度で更正処分は相続税法 22 条に違反するものとして当然に租税法律主義違法となり、課税庁は、その主張額が時価を上回らないことを主張立証する必要があることを前提とするものと解される⁽¹⁰⁴⁾。

また、本判決では、「本件各更正処分に係る課税価格に算入された本件各鑑定評価額は、本件各不動産の客観的な交換価値としての時価であると認められるというのであるから」として、原審の認定事実拘束されること(民訴 321 条 1 項)を前提⁽¹⁰⁵⁾に、「これが本件各通達評価額を上回るからといって、相続税法 22 条に違反するものということとはできない。」と判示したものと史料される。

(2) 租税法上の一般原則としての平等原則(租税公平主義)と画一的評価による評価額

【判決要旨Ⅰ】が租税法律主義について説示するのに対し、【判決要旨Ⅱ】では、他方として、「平等原則」を「租税法上の一般原則」と捉えた上で、「租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。」⁽¹⁰⁶⁾とする。その上で、課税庁が、財産評価通達に従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、特定の者の相続財産の評価額についてのみ画一的評価による評価額を上回る評価額によるものとするとは、たとえ当該評価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、租税公平主義に違反するものとして違法であるとする。

この点、最高裁調査官解説⁽¹⁰⁷⁾では、財産評価通達が、「国民に対し直接の法的効力を有しないとしても、相続財産の評価の一般的な方法を定めたものであり、これに従った画一的な評価が現に行われている以上、課税庁が恣意的にこれと異なる評価を行って納税者を不利益に取り扱うことは許されず、納税者は、相続税法 22 条違反(課税庁の主張額が時価を上回ること)とは別個の違法事由として、租税公平主義に違反すること(課税庁の主張額が通達評価額を上回ること)を主張し得ることを明らかにしたものとして解される」旨説明され、租税公平主義に違反していることをいうためには、本来、これを基礎付ける事情として、画一的な取扱いが現に

事情」とは全く別のものであり、「そのことが議論を更に混乱させていたように思われる」と論じる。

⁽¹⁰⁴⁾ 山本・前掲注(87)186 頁参照。

⁽¹⁰⁵⁾ 山本・前掲注(87)186 頁参照。なお、同頁では、「この点が事実審において争われる場合には、裁判所は、課税庁の主張額の根拠とされる鑑定等の合理性、信用性を吟味して、適切に判断すべきことになろう。」と論じた上で、本判決では、どのように事実認定を行うべきかについては、何らの判断も示していないとする。

⁽¹⁰⁶⁾ 渋谷雅弘「財産評価に関する金子説とその展開」『金子租税法学の回顧と継承—金子宏先生追悼論文集—』日税研論集 86 号 89・90 頁(日本税務研究センター、2025)では、最高裁令和 4 年判決は、「同種の財産に対して同じ評価方法を用いることをもって、平等ととらえているようである。」とした上で、「租税法における平等とは、負担の公平のことを言うと考えられていたのではないか。」と疑問を呈する。そして、一戸建ての家屋とマンションの画一的評価に評価額を例にして、「評価通達が定めている財産の評価方法は、決して緻密なものではなく、同種の財産に対して同じ評価方法を用いても、その評価水準は個々の財産ごとに異なることがあ(り)」、また、最高裁令和 4 年判決の考え方では、「通達の定めによって異なる種類の財産の間で評価水準に差が生じるとしても、それを問題とすることができない」として、「果たして、租税公平主義又は租税法上の平等原則は、これらの問題をとりえることができないということでのよいであろうか」と続けて疑問を呈される。

⁽¹⁰⁷⁾ 山本・前掲注(87)187 頁参照。

されていること(課税庁の主張額が通達評価額を上回ること)を納税者において主張立証する必要があることを前提とするものと解されるところ。

そして、前述のとおり、租税公平主義は、立法の内容のみならず法令の適用においても妥当すること、また、本判決では、憲法違反の主張は論旨とされていないことを踏まえると、ここでの租税公平主義とは、法令の適用、すなわち法の執行段階における平等原則を意味する租税公平主義を問題としていると思われる⁽¹⁰⁸⁾。

その上で、本判決では、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、財産評価通達の定める方法による画一的評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を画一的評価による評価額を上回る価額によるものとするのが租税公平主義に違反しない旨説示する。

そうすると、ここでの租税公平主義とは、絶対的なものではなく、合理的な理由があれば、課税価格に算入される財産の価額を画一的評価による評価額を上回る価額によることなど、別異の取扱いを許容するものと解され、画一的評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、この合理的な理由があると認められたものとする。そして、その表現振りに照らすと、画一的評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合のほかにも合理的な理由があると認められる場合があり得ることを前提としているようにも思われるが、この点は明示されていない。⁽¹⁰⁹⁾

また、これまで多くの下級審裁判例は、課税庁による財産評価通達6を適用した課税処分 of 適法性に関し、画一的評価を行うという形式的な平等を貫くことによって、かえって「実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らか」な「特別の事情」を認定した上で、別の評価方式によることが許される合理的な理由がある旨判示してきた。

これに対し、本判決が、「特別の事情」という概念ではなく、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」という概念を用いているのは、最高裁調査官解説⁽¹¹⁰⁾によると、画一的評価による評価額によるべき根拠が特定の納税者あるいは特定の財産についてのみ、それ以外の評価方法によることは、原則として許されないとする租税公平主義にあり、画一的評価以外の評価方法が認められるとする例外も、合理的な理由がある場合に限り租税公平主義に違反しないことから導かれるべきことを踏まえ、「特別の事情」という「位置付けや内包・外延が明確でない概念を避けて、事柄の性質に応じた表現としたもの」であり、その意味において、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」は、様々な観点に基づく幅広い事情を含み得る、これまでの「特別の事情」に比してより限定された概念であるとされる。もっとも、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」は、これを網羅的、一般的に整理することは性質上

⁽¹⁰⁸⁾ 山本・前掲注(87)187頁参照。

⁽¹⁰⁹⁾ 山本・前掲注(87)87・188頁参照、渋谷・前掲注(106)89頁参照。なお、本判決は、課税庁の主張額が画一的評価による評価額を上回っていても、客観的な交換価値としての時価を上回らない限り違法でないことを前提とするが、渋谷・前掲注(100)106頁では、「従来から、土地など一定の財産については、評価通達に基づく相続税評価額が実勢価格を相当下回っていた。そのような状況の下における『実質的な租税負担の公平』とは何を意味するかは難問である。」と指摘する。このような指摘は、最高裁令和4年判決の考え方では、財産評価通達の定めによって異なる種類の財産の間で評価水準に差が生じるとしても、それを問題とすることができないとの指摘であると思料する。

⁽¹¹⁰⁾ 山本・前掲注(87)188・198頁。

困難であるが、実質的な租税負担の公平を問題とする以上、客観的な時価に影響する事情には限られず、これに影響する当該財産の取得の経緯といった事情も含まれ得る一方、画一的評価による評価額によることが他の納税者との間の租税負担の均衡を害することになる事情に限られるというべきであり、そのような事情に当たるか否かを具体的に検討する必要があると考えられる。

(3)実質的な租税負担の公平に反するというべき事情

「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」とは、客観的な時価に影響する事情には限られず、これに影響する当該財産の取得の経緯といった事情も含まれ得る一方、画一的評価による評価額によることが他の納税者との間の租税負担の均衡を害することになる事情に限られるというべきとする前提からすれば、【判決要旨Ⅲ】のとおり、「本件各通達評価額と本件各鑑定評価額との間には大きな離がある」ことのみをもって上記事情があるということとはできない、すなわち、本件各通達評価額と本件各鑑定評価額の間には大きな離は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の十分条件ではない⁽¹¹¹⁾ということとなる。

もともと、経済事情や社会情勢などの変動から、たまたま相続した不動産の実勢価格を画一的評価による評価額が大きく下回ったことを理由に当該評価額を上回る価額によることは、実質的な租税負担の公平という観点からすると、合理的理由がないことから租税公平主義に違反し許されず⁽¹¹²⁾、このような場合においては、前述のとおり、画一的評価を改正する個別的補完措置などを講ずべき必要性が生じる。一方、例えば、一般的な経済事情、不動産に係る市場性に変動が生じ、短期間のうちに地価等が異常なまでに高騰するなどの理由から、画一的評価が相続税法 22 条に適合せず、合法性の原則の帰結として、財産評価通達を改正する個別的補完措置を講ずべき場合であっても、税務行政上の理由等で速やかに改正できるとは限らない。その間に、これを奇貨として適正な時価と画一的評価による評価額とのかい離を利用した何らかの取引を行い、当該取引の前後を通じて、大幅な租税負担の軽減を図り、他の納税者との間の租税負担の均衡を害する事態が生じ得る。このような場合には、実質的な租税負担の公平という観点から、画一的評価以外の評価方法によることの合理的な理由があるとして、財産評価通達 6 を適用して、そのような変動を的確にその評価額に反映させたとしても租税公平主義に違反するものではないと思料する。

本判決は、①本件購入・借入れにより、本件共同相続人らの相続税の負担は著しく軽減される上、②被相続人及び本件共同相続人らは、租税負担の軽減をも意図して本件購入・借入れを行ったことを指摘し、このような場合に画一的評価によることは、本件購入・借入れのような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と本件共同相続人らとの間に看過し難い不均

⁽¹¹¹⁾ 浅妻・前掲注(100)235 頁。併せて同 240 頁では、プラスとしての財産とマイナスとしての負債の不均衡が、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の必要条件である旨論じ、同 241 頁では、購入と借金がセットでない場合、当該事情は認められないと予想するのが素直であるところ、金銭には fungibility (代替可能性) があり、購入・借入れセット認否が困難な事例もあるとして、その予想は安定的でないとする。

⁽¹¹²⁾ 山本・前掲注(87)199 頁では、「この考え方によれば、実勢価格等が通達評価額の何倍であるといった主張立証には意味がない(主張自体失当である)ことになる(かい離が大きければ一般に後記の租税負担の軽減の程度も大きくなるとはいえるが、この軽減の程度は、軽減の前後の課税価格や税額の比較によって測定されるのであり、かい離の具体的な大きさが考慮されるものではない。)」と論じる。

衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべきであるから、上記事情があるといえし、本件各不動産の価額を画一的評価による評価額を上回る価額とすることは租税公平主義に違反しないとする。

最高裁調査官解説⁽¹¹³⁾では、これは、画一的評価による評価額とすると「本件購入・借入れのような行為をするかしないかによって相続税の負担に著しい不均衡が生ずること自体が実質的な租税負担の公平に反するものと捉え、このような行為をした者が同様の行為によらずに類似の不動産を相続する他の納税者と別異に取り扱われることには合理的な理由があるとするものである」と説明する。つまり、本判決が述べる租税公平主義とは、絶対的なものではなく、合理的な理由があれば、別異の取扱いを許容するとの立場であると理解することができる。

更に、本判決では、本件購入・借入れのような行為自体が違法不当なものでないとしても、このような行為の帰結として、租税負担の軽減の効果が法律上保障されているものでもないことも指摘する。その結果、課税庁の時価を上回らない主張額に合理的な理由がある(合理的な区別として許容される)か否かの判断においては、本件購入・借入れの前後で実質的な担税力に変化がないにもかかわらず、画一的評価による評価額によると租税負担が著しく軽減されることが考慮されたにすぎず、実質的な公平や納税者に対する非難を根拠に、解釈上、課税要件を拡張したり減免要件を限定したりすることを認めるものではないと解される旨補足して説明する。

すなわち、本件は、「税負担は担税力に即して配分されなければならない」との租税公平主義の下で、本件購入・借入れと同様の行為によらずに類似の不動産を相続する他の納税者と別異に取り扱われることには合理的な理由があるとした事案と理解することができる。特に、相続税(法)における租税公平主義の下では、画一的評価を行うことについて、租税負担軽減行為をせず、又はすることのできない他の納税者との比較において、看過し難い著しい不均衡の有無を尺度として判定する。それ故、形式的には異なる財産であっても、経済的な観点から、ある納税者の租税負担軽減行為の前後における実質的な担税力を観察し、実質的に同じ状態にあるのもかわらず、上記のような他の納税者に比して、看過し難い著しい不均衡が生じていると判断されるのであれば、それらの納税者は、異なる状況にあるとして、異なる取扱いを許容する。

つまり、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」に影響する評価対象財産の取得の経緯といった事情を踏まえて検討することが求められ、その結果、ここでの租税公平主義は、「相続時点で考えるのではなく、もう少し広く相続前の近接時点での状況をも含めて考え」⁽¹¹⁴⁾ざるを得ず、このような考え方は、所得税で論じられている租税公平主義とは異なる面があり⁽¹¹⁵⁾、相続税法特有の租税公平主義の捉え方であるといえる。なお、本件について、本件購入・借入れといった経済取引と課税時期の期間をみると、上記1の①の不動産については、取

⁽¹¹³⁾ 山本・前掲注(87)189・190・199・200頁参照。なお、同191頁では、「ここで問題となっているのは、時価に係る事実の(平等な)認定であり、いわゆる租税回避行為の否認ではないと解される。(中略)本判決が、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情の有無を判断するに当たり、否認規定の有無や本件購入・借入れの経済的合理性等を全く問題としていないのは、そのためであると考えられる。」と論じる。

⁽¹¹⁴⁾ 今村隆「判批」判例秘書ジャーナル文献番号〔HJ100250 813〕11・12頁(2026)参照。なお、今村教授は、このような構成を「時点拡張構成」と説明される。

⁽¹¹⁵⁾ 今村・前掲注(114)13頁。

得から約3年5か月後、同②の不動産については、約2年6か月後に相続が発生している。

ただし、これらは、形式的には異なるものの、本件購入・借入の前後を通じ、経済的な観点からみて実質的に同じ状態にある者は、租税法において同じ扱いを受けるべきとする実質的な公平に対する非難を根拠に、解釈上、課税要件を拡張したり減免要件を限定したりすることを認めるものではない。したがって、相続税等を不当に減少させたということから納税者の行為計算を否認する相続税法64条の規定とは、基本的には区分されるものの、同族会社を介した租税回避行為が伴えば、同条の規定が適用される場面も考え得る。

(4) 租税負担の軽減の意図

本判決では、被相続人及び本件共同相続人らが、「租税負担の軽減をも意図」して本件購入・借入れを行ったと指摘するところ、これは、「主観的な意図のみによって合理的な理由を認める趣旨ではない(意図の強さが軽減の程度を補完することを認めるものでもない。)」⁽¹¹⁶⁾とされることから、「租税負担の軽減の意図」は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の「必要条件であるのか、駄目押しの要素として「意図」に言及したにとどまり必要条件ではないのか、明瞭でない」⁽¹¹⁷⁾。

もっとも、最高裁調査官解説⁽¹¹⁸⁾によると、本判決は、「この租税負担の軽減の程度につき形式的な基準を示していないが(このような基準をあらかじめ設定することは理論的に困難である。)、軽減される相続税の額、割合等を総合的に考慮して、正に『著しい』といえる場合に限る趣旨と解される。」とのとおり、「著しい」といえる内容を具体的に確定する事実認定の作業が必要となる。

一方、租税負担の軽減の意図については、同様に最高裁調査官解説⁽¹¹⁹⁾では、「本判決は、『本件購入・借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続において本件共同相続人らの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件購入・借入れを企画して実行した』との原審認定事実を摘示しつつ、結局は『租税負担の軽減をも意図』したことを問題としていることからすれば、明確なスキームの企画・実行といったことまで必須とするものではなく、かつ、他の意図・目的とも併存し得ることを前提としていえると考えられる。」旨を指摘し、これを踏まえると、「このような意図すら有していない納税者が、たまたま生じた租税負担の軽減の結果、当該財産の価額を通達評価額を上回る価額によるものとされることを予測するのは困難といえるのであり、上記意図は、納税者の予測可能性を確保する観点から要求されているものと解される。そして、上記意図の存在が事実審において争われる場合には、裁判所としては、当該不動産の購入時期、購入原資、利用状況等の事情を総合的に考慮してその存否を認定することになろう。」と解説する。

すなわち、本件購入・借入れのような行為自体が違法不当なものでないとしても、一方で、このような行為の帰結として、租税負担の軽減の効果が法律上保障されているものでもないことを踏まえば、租税負担の軽減を意図する納税者は、負担軽減行為(本件購入・借入れ)の結果取得した財産の価額を画一的評価による評価額を上回る価額にされる可能性があること自体

⁽¹¹⁶⁾ 山本・前掲注(87)190頁参照。

⁽¹¹⁷⁾ 浅妻・前掲注(100)241・242頁参照。

⁽¹¹⁸⁾ 山本・前掲注(87)190頁参照。

⁽¹¹⁹⁾ 山本・前掲注(87)190頁参照。

は認識し得るといえる。そして、租税公平主義が真に保護しようとするのは、平等に扱われるという確信ないし信頼から生じた納税者の予測であることからすると、租税負担の軽減を意図すらしていない納税者については、保護すべき納税者の期待が基礎となる取引を行う時点で存在していると認められることから保護の対象とすべきといえる。一方、租税負担の軽減を意図する納税者は、画一的評価による評価額を上回る価額で課税処分がなされたとしても、その意図した軽減の効果が得られないにとどまり、当該価額が時価を上回るものでない限り、積極的な不利益を被るものではなく、納税者の予測可能性を確保するという観点から保護に値しない。⁽¹²⁰⁾

以上を踏まえると、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」として重視されるのは、「著しい租税負担の軽減」であって、「租税負担の軽減の意図」の存在は、租税公平主義に違反しないとされる他の納税者との別異の取扱いを、納税者の予測可能性の範囲内にとどめるための補充的加重要件⁽¹²¹⁾として機能しているにすぎないと考えられる。⁽¹²²⁾

この点、前述のとおり、画一的評価という形式的な平等を貫くことによって、かえって実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかとなる「特別の事情」を認定していた、最高裁令和4年判決以前の裁判例においても、例えば、対象不動産が財産評価通達に基づいて一般に通常の取引価額よりも低く評価されることを利用して、相続開始の直前に額面で評価される借入金によって財産を取得し、相続開始の直後に売却しているといった事情が問題視され、そこには、相続税の租税回避に用い得ると考えた納税者の意図が存在していた。

つまり、このような事情は、納税者側に租税負担の軽減の意図があったことを推認させる事情として、総合的に考慮されるべきものとして、それぞれが独立に結論を左右せず⁽¹²³⁾、租税法主義により、実質的な税負担の公平性を図るという合理的な理由の下で法解釈や課税処分が許されるのであって、そのように解したとしても租税公平主義に反するものではなく、実質的な租税負担の公平の観念に反するような形で利益を享受し得る納税者の予測は法的保護に値しないとする点で、最高裁令和4年判決と基本的な考え方は共通しているものとする。

(5)財産評価制度に対する権利濫用法理の適用可否

本件は、財産評価通達に定める画一的評価によって、相続税の負担に著しい不均衡が生じ、

⁽¹²⁰⁾ 佐藤・前掲注(14)65・66頁、山本・前掲注(87)200頁参照。また、山本・同頁では、その結果として、「本判決は、このような観点から、いかなる場合に租税負担の軽減の効果を得られるか(通達評価額によることができるか)につき一義的に明確な基準が示されていないからといって、納税者の予測可能性や法的安定性が不当に害されるということとはできないとするものであろう」と論じる。

⁽¹²¹⁾ 塩野宏『行政法I〔第六版補訂版〕行政法総論』181―183頁(有斐閣、2024)では、瑕疵の重大性はその要件になるとしても、その他にいかなる加重要件を課すか課さないかは、利益状況の如何によって必ずしも一概に判断できないことを示唆する裁判例として、最三小判平16年7月13日(判時1874号58頁)を引用し、明白性の要件は補充的加重要件の一つと考えるのが適切であるとする。筆者は、このような考え方にに基づき、「租税負担の軽減の意図」についても、補充的加重要件の一種として整理した。

⁽¹²²⁾ この点、佐藤英明教授は、佐藤英明「判批」TKC税研情報35巻1号9頁(2026)において、最高裁令和4年判決の調査官解説を受け入れるとする立場から、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を基礎付けるのは、「著しい税負担の軽減」であり、「税負担軽減の意図」は、租税公平主義に違反しないとされる範囲を保護すべき納税者の予測可能性の範囲内にとどめるための安全弁にすぎず、ここでの要件を満たさない旨論じる。

⁽¹²³⁾ 山本・前掲注(87)200頁参照。

実質的な租税負担の公平に反するものと捉えることから、財産評価制度の濫用という意味における権利濫用法理についても、以下検討する。⁽¹²⁴⁾

第一に、財産評価通達は、法律ではないことからすれば、同通達の濫用をそのまま法形式の濫用ということはできない。もっとも、前述のとおり、財産評価通達は、法源と同様の機能を果たしているとも捉えられ、最高裁令和4年判決においても、同通達は「相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実である」とする。このような点を踏まえれば、財産評価通達は、法形式ではないものの、公知の事実として信頼保護の対象となり得る法形式に準ずる制度的なものであって、そうすると、本件は、制度的なものの濫用事例として捉えることも可能となりそうである。

すなわち、ここでの濫用法理は、権利を有するものの濫用しなかった者と濫用した者との均衡を問題として、①著しい租税負担の軽減のみならず、②法律ないしそれに準ずるものの想定されていない租税法上の便益の騙取をもたらす不相応な法律構成の選択を否定するというアプローチである。

このことは、最高裁令和4年判決が、「本件購入・借入れのような行為」をすることができなかった者とできた者との間の均衡のみならず、「本件購入・借入れのような行為」をしなかった者とした者との均衡の間に看過し難い不均衡をみて、実質的な租税負担の公平に反する事情があると判断したことの理解につながる。

以上を踏まえると、最高裁令和4年判決は、「本件借入れのような行為」が財産評価通達の示す評価方法をいわば濫用したに等しい事例であり、このような行為にまで同評価方法を適用することは、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」に該当すると認定した事例と整理することが可能となる。

ただし、財産評価通達の濫用が認定されたとしても、そのことから直ちに制度濫用や租税減免規定の濫用と整理することはできないし、また、最高裁令和4年判決では、本件購入・借入れのような行為を租税回避行為的な行為とまでは断じていないことから、財産評価通達の濫用の射程範囲が不明確である。さらに、財産評価通達の濫用があれば、同通達6の適用を待たずに同通達以外の評価方法によって客観的な交換価値を認定すること可能なり得るため、納税者の予測可能性・法的安定性が害されるおそれがある。

以上のことから、財産評価制度に対する権利濫用法理の適用については慎重になるべきと考える。

(6)本判決の意義

本判決は、相続税の課税価格に算入される財産の価額を画一的評価による評価額を上回る価額によるものとしてされた更正処分の適否につき、課税庁の主張額が当該財産の客観的な交換価値としての時価を上回らない限り相続税法22条には違反しない【判決要旨Ⅰ】とする一方、同評価額を上回る価額によることは原則として租税公平主義に違反することを明らかにした上、租税公平主義に違反しない場合【判決要旨Ⅱ】について判示することにより、従来の裁判例においては必ずしも明確でなかったこの種事案の判断枠組みを整理したものであり、理論上も実務上も重要な意義を有するものと考えられる⁽¹²⁵⁾。

⁽¹²⁴⁾ 酒井・前掲注(100)54巻12号52・53頁、55巻1号68—70頁参照。

⁽¹²⁵⁾ 山本・前掲注(87)191・192頁参照。

一方、本判決は、財産評価通達は、「時価の評価方法を定めたものであるが」、通達にすぎず、「これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない」と説示する⁽¹²⁶⁾ところ、これまで述べたとおり、適正な課税の実現という法目的を前提とする相続税法 22 条の解釈の結果、財産評価通達に定める個別財産ごとの評価額によって申告すれば、課税庁から認められるであろうというのが、納税者側の予測可能性や法的安定性にもつながることも踏まえれば、税務通達は、その内容が法令に抵触するものでない限り、法源と同様の機能を果たしていると捉えることも可能といえる。更に、財産評価通達に定める統一的な評価方法を画一的に適用した場合には、相続税法 22 条に規定する適正な時価が求められず、その評価額が不適切なものとなり、著しく課税の公平を欠く場合には、同通達 6 を適用し、国税庁長官の指示を受けて課税庁側は評価しなければならないのであって、そこには当然に内部拘束力が働く。このような意味において、財産評価通達 6 は、同通達の体系の中で、適正な時価評価が行えるようにする必要性から定められ、租税法律主義はもちろん、租税公平主義も当然の前提としている。そのような意味において、本判決の上記説示は、これら財産評価通達 6 の法的性質について、明らかにしているとはいえない。その結果、同通達 6 を適用せずとも、合理的な理由があれば、課税庁の判断で画一的評価による評価額を上回る価額での課税処分ができるとの解釈問題を引き起こしかねない。

本件は、相続税の課税価格に算入される不動産の価額が問題となった事案であるが、本判決の判断枠組みや、画一的評価による評価額を上回る価額によるものとすることが租税公平主義に違反しない場合についての判示は、上記のような更正処分(第 3 章第 1 節の 2 の①-b: 画一的評価額<課税価格≤時価)の適否が問題となる事案一般に妥当する。また、本件の事案に即した判示は、事例判断ではあるが、その考え方は、不動産以外の相続財産が問題となる場合を含む他の事案においても参考になるとと思われる⁽¹²⁷⁾。

そこで、これまでの検討を踏まえて事実認定の構造を整理すると、まず、特定の者の相続財産の価額についてのみ財産評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが租税公平主義に違反しないとする「合理的な理由」の適否を判断するために「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の認定が必要となる。そして、「著しい租税負担の軽減」及びこれに関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の存否を経験則⁽¹²⁸⁾上推認させる重要

⁽¹²⁶⁾ この点、品川名誉教授は、品川芳宣「判批」TKC 税研情報 34 巻 6 号 97 頁(2025)において、「評価通達が法的効力を有しないというのであれば、本件各更正における本件株式の価額が相続税法上の『時価』たる客観的交換価値に該当するか否かを論じれば足りるはずである。」と本判決に疑問を呈される。

⁽¹²⁷⁾ 山本・前掲注(87)192 頁参照。

⁽¹²⁸⁾ 瀧澤泉ほか『民事訴訟における事実認定』28・29 頁(法曹会、2007)では、「経験則とは、経験から帰納して得られる事物の性状や因果関係等についての知識や法則をいう。」「ほとんどの経験則は、必然的な法則ではない。『経験則とは、人間行動についての科学法則などではなく、単なる蓋然性の原則にすぎないことを理解し、経験則による推認は蓋然性を伴うことを自覚した上で、どうすれば蓋然性を高めることができるかについて検討しなければならない』(吉川慎一「事実認定の構造と訴訟運営」自由と正義 50 巻 9 号 67 頁)」というべきであろう。」と説明する。

な評価根拠事実⁽¹²⁹⁾となり、それを超える納税者の評価障害事実⁽¹³⁰⁾の立証が成功しない限り、租税法律主義により、実質的な税負担の公平性を図るという合理的な理由の下で法解釈や課税処分が許されるのであって、そのように解したとしても租税公平主義に反するものではないということになる。

また、租税負担軽減行為の前後を比較して軽減される相続税の額、割合等の総合考慮事情が「著しい租税負担の軽減」を、銀行の貸出稟議書の採上理由欄の「相続対策のため不動産購入を計画」などの記載が「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」をそれぞれ認定する証拠になると考える。

更に、このような場合に、納税者の予測可能性を確保する観点から要求される「租税負担の軽減の意図」の存否を経験則上推認させる評価根拠事実として「対象財産の購入時期、購入原資、利用状況等の総合考慮事情(租税負担軽減行為)」があり、銀行の貸出稟議書の採上理由欄の「相続対策のため不動産購入を計画」などの記載は、租税負担軽減行為を認定する証拠になると考える。

なお、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の証明の程度については、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。」とする最高裁昭和 50 年 10 月 24 日第二小法廷判決(民集 29 卷 1417 頁、いわゆるルンバル事件)を踏まえれば、重要な評価根拠事実とされる「著しい租税負担の軽減」及びこれに関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」から高度の蓋然性が得られる可能性があり、ある意味それを補完する位置付けにある評価根拠事実として「租税負担の軽減の意図」があると整理できるのではなかろうか。

⁽¹²⁹⁾ 司法研修所編『増補民事訴訟における要件事実(第一巻)』30・33 頁(法曹会、1986)、今村隆＝加藤友佳『課税訴訟における要件事実論〔4訂補正版)』13・14 頁(日本租税研究協会、2026)では、「規範的要件とは、規範的評価の成立が法律効果の発生要件となっているものである」とし、「規範的要件について法的評価の成立を基礎づける事実」が評価根拠事実であり、要件事実であるとする。したがって、ここでは「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」が規範的要件となり、「著しい租税負担の軽減」及びこれに関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」が評価根拠事実となる。また、「租税負担の軽減の意図」も同様に規範的要件となる。

⁽¹³⁰⁾ 司法研修所編・前掲注(129)34－36 頁、今村＝加藤・前掲注(129)14 頁では、評価障害事実とは、規範的要件の法的評価の成立を基礎づける事実とは逆に評価の成立を妨げる事実のことをいい、この評価障害事実は、評価根拠事実と両立する事実であって、当該評価の成立を妨げる事実であることから抗弁と考えられ、評価障害事実の立証責任は、評価の成立を争う者に移るとする。

第2節 最高裁令和4年判決後の裁判等の動向

1 東京高裁令和6年8月28日判決⁽¹³¹⁾

(1) 本判決と最高裁令和4年判決との関係

本判決及び第一審の東京地裁令和6年1月18日判決(判タ1529号165頁)⁽¹³²⁾は、最高裁令和4年判決後、初めて財産評価通達6を適用した課税処分⁽¹³³⁾の適否について判断したものであり、いずれも課税処分を違法として取り消した。

本件は、薬局の経営、医薬品の製造・販売等を業とする会社(以下「本件会社」という。)の代表取締役を務める被相続人が、平成26年1月頃から、医薬品卸売業を主な事業内容とする会社(以下「甲社」とする。)との間で、本件会社の株式の売却・資本提携等する一環としてのM&Aを協議し、同年5月29日、本件会社の株式全部を取りまとめ又は買い集めた上で、甲社に譲渡することとし、譲渡価額は1株当たり10万5,068円とすることで基本合意(以下「本件基本合意」という。)をしたものの、同年6月11日に死亡し、相続人らが本件基本合意を進めて、同年7月14日、合意どおりに本件会社の株式を譲渡し、平成27年2月27日、同社株式の価額を財産評価通達180に定める類似業種比準価額(以下「本件通達評価額」という。)により1株当たり8,186円として相続税を申告したことに対し、課税庁が、財産評価通達6を適用して1株当たり8万393円とした課税処分の適否が争われたものである。

本判決は、最高裁令和4年判決の【判決要旨Ⅰ】及び【判決要旨Ⅱ】の判断枠組みのうち、財産評価通達の定める方法によらずに、個別に財産評価を行うことが租税公平主義に反しないかとする【判決要旨Ⅱ】をもって、本件の決着をつけることを明らかにした。

そして、一審判決では、「相続人らが本件通達評価額を大幅に上回る代金を現に取得したという事情がなければ、およそ算定報告額をもって課税しなければ他の納税者との間に看過し類い不均衡が生ずるとすることはできない。」⁽¹³³⁾などと判示して課税処分を取り消した。

また、本判決も、原判決を引用しつつ、原審の本件通達評価額と算定報告額との間の大きなかい離のみをもって直ちに「特段の事情」に当たるとはいえない旨の原判決の判示を引用せず、「結果的に、専門的評価により交換価値と財産評価通達180に定める類似業種比準価額とのかい離の程度が著しいと判定された場合においても変わらないのであって、(中略)譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、財産評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(特段の事情)が存在していたということにはならない」。そして、財産評価通達6の適用に当たり、「上記かい離の有無を公平に判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全

⁽¹³¹⁾ この判決の解説・評釈として、吉沢健太郎「判批」ジュリ1614号142頁以下(2025)、倉見智亮「判批」ジュリ1610号156頁以下(2025)、加藤友佳「判批」ジュリ1607号10頁以下(2025)、坂巻綾望「判批」新・判例 Watch37巻229頁以下(2025)、品川芳宣「判批」TKC 税研情報34巻1号19頁以下(2025)、木山泰嗣「判批」税理68巻10号120頁以下(2025)等。

⁽¹³²⁾ この判決の解説・評釈として、品川芳宣「判批」TKC 税研情報33巻3号30頁以下(2024)、品川芳宣「判批」T&Amaster1024号15頁以下(2024)、佐藤孝一「判批」税務事例56巻12号10頁以下等。

⁽¹³³⁾ この点、品川・前掲注(131)26頁では、「仮に、『代金を現に取得したという事情』があれば、それは、評価の問題ではなく相続財産の種類(株式から現金へ)の問題になるだけのことである。」として、財産評価通達が評価基準制度を設けざるを得ない理由や同通達6の存在意義が理解されていないものと史料される旨指摘される。

てについて、専門的評価を行うべきであって、合理的な理由がないのに、特定の相続財産のみについて専門的評価を行い、これを基にして課税処分を行うことは、平等原則(租税公平主義)に反するものというべきである。」(括弧書筆者加筆)⁽¹³⁴⁾と判示した。

これは、本件は、「最高裁令和4年判決と異なり、相続財産の客観的交換価値が認定されなかったことを意識したものと思われる」⁽¹³⁵⁾。また、このかい離の程度が「特段の事情」の必要条件とされるか否かについては議論があるにしても、これをいかに解するかは、「特段の事情」の必要条件の一つと解される相続税負担の著しい軽減につき金額や割合のいずれを重視するかという問題と連動すると思料され、いずれにしても、かい離の大きさを「特段の事情」の有無を検討する契機として主張する意義は否定し難い。⁽¹³⁶⁾

さらに、本判決では、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価を行うべきとし、専門的評価による評価額と本件通達評価額のかい離を前提に租税公平主義の例外としての「合理的な理由」を要求する一方で、かい離のみでは「合理的な理由」とはなり得ないと解しているようである⁽¹³⁷⁾が、その理由は明らかでない。

なお、本判決では、譲渡予定価格と本件算定報告額が近く、これらと本件通達評価額との大きなかい離をもって、譲渡予定価格が交換価値を反映したものであるとして、「特段の事情」を認めることはできない旨判示している。しかしながら、譲渡予定価格が客観的交換価値を反映するか否かを上述の「大きなかい離」から導くのは無理があり、むしろこれは最高裁令和4年判決の【判決要旨Ⅰ】の論点である⁽¹³⁸⁾と考える。

(2)本判決と最高裁昭和61年判決との同質性

国が主張する、最高裁昭和61年判決との同質性について本判決は、「上記最高裁判決は、農地の売買契約が成立し、代金の相当部分の履行があったという場合において、農地法所定の要件が具備される前であっても、相続財産は売買残代金債権である旨判断したものであって、本件のように、売買契約が未だ成立していない場合とは明らかに状況を異にするというべきである。」と判示した上で、「最高裁令和4年判決は、財産評価通達6の適用の有無に当たり、被相続人が、相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたことを考慮しているところ、被相続人及び相続人らによるこれに類する行為があったとは認め難い。」として、本件の控訴を棄却した。

以上のとおり、第一審及び控訴審のいずれの判決も、最高裁令和4年判決の判断枠組みに沿って、本件はその射程外であると判断している。

⁽¹³⁴⁾ この点、品川・前掲注(131)26頁では、「上記かい離の有無を公平に判断するためには、他の相続案件も含め、取引相場のない株式その他市場性のない相続財産の全てについて、専門的評価」ができれば、財産評価通達も評価基準制度もいらないことになるとして、財産評価通達が評価基準制度を設けざるを得ない理由や同通達6の存在意義が理解されていないものと思料される旨指摘される。

⁽¹³⁵⁾ 吉沢・前掲注(131)144頁、この点、坂巻・前掲注(131)231頁では、「ここで『大きなかい離』が『特段の事情』の十分条件でないと考えられていることは明らかであるが、『通達評価額と客観的な交換価値のかい離の程度を主張立証することには意味がない(主張自体失当)』と指摘する調査官解説をも踏まえれば、むしろ、通達評価額と客観的な交換価値とのかい離が著しくなくとも『特段の事情』があると認める余地を残した(そのようなかい離は必要条件ですらない)と理解することもできる。」と論じる。

⁽¹³⁶⁾ 吉沢・前掲注(131)144頁参照。

⁽¹³⁷⁾ 吉沢・前掲注(131)144頁参照。

⁽¹³⁸⁾ 吉沢・前掲注(131)144頁参照。

このような判断がなされたのは、本判決では、相続が発生した時点で、譲渡予定価格の基本合意しか締結されていないため、最高裁昭和 61 年判決のように売買契約が成立していた場合と異なり、代金回収の確実性が高いとは認められず、かつ、被相続人及び相続人らによる相続税の負担を減じ又は免れさせるような行為があったとは認め難いとするのに対し、最高裁令和 4 年判決では、生前に不動産を借入金で購入し、画一的評価による評価額と取引価額との差額を利用して、相続税の負担を著しく軽減したものであるとするように、それぞれが前提とする事実関係が大きく相違していることに起因するものと考えられる。更にその背景として、客観的な交換価値たる時価とは、「不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額」であることを前提に、少なくとも取引相場のない株式の売却のように一回的な取引において、DD 段階で合意されている価格は、客観的な交換価値としての蓋然性を認めない⁽¹³⁹⁾と理解しているように思われる。

(3) 租税負担の軽減の意図

本判決では、最高裁令和 4 年判決が、財産評価通達 6 の適用の有無に当たり、被相続人が、相続税の負担を減じ又は免れさせる行為をしたことを考慮していることを前提として、「被相続人及び相続人らが、相続税の負担を減じ、又は免れさせる行為をしたと認めることができない以上、甲又 X らの行為に着目した場合に、他の納税者との関係で不公平であると判断する余地はない。」と判示している。これは、財産評価通達の定める方法による画一的評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(特段の事情)が認められるためには、被相続人又は相続人らによる相続税の負担軽減行為が必要との理解に基づくものであるといえる。

そして、本件において、被相続人は、生前の平成 26 年 2 月 28 日に M&A 等のアドバイスに係る契約を締結し、同年 5 月 29 日、本件基本合意を締結し、同年 6 月上旬、DD が法務・財務の両面で実施されていたところ、このような行為自体に被相続人又は相続人らによる相続税の負担軽減行為を認めるのは難しく、譲渡予定価格と本件通達評価額との大きな乖離の発生は、同年 6 月 11 日の甲の死亡という偶発的な要因によるものであった。

ところで、「租税負担の軽減の意図」は、前述のとおり、租税公平主義に違反しないとされる他の納税者との別異の取扱いを、納税者の予測可能性の範囲内にとどめるための補充的加重要件として機能しているにすぎず、被相続人又は相続人による一連の相続税の負担軽減行為は、「租税負担の軽減の意図」の存否を経験則上推認させる評価根拠事実と整理した。このことを踏まえると、本判決が被相続人及び相続人らの相続税の負担軽減の意図に言及しないのは、その前提となる税負担軽減の行為が認められなかったためと史料される。

なお、本判決では、「当審における課税庁の主張のうち、財産評価通達 6 の適用に当たり、租税回避行為があることは要件とならないとする点については、当裁判所はそのような要件が存するものと説示しているものではないから、同主張に対する判断の必要はない。」とする。その趣旨は、前述のとおり、租税法の解釈に当たり、法的保護に値する納税者の予測可能性の保護という観点から租税公平主義の適用の要否が判断されるべきとしても、結果的に租税回避行為

⁽¹³⁹⁾ この点、吉沢・前掲注(131) 144 頁では、「一回的な取引で形成された価格であっても独立当事者間の相互に対等な交渉を通じたものであれば時価たり得るとの、少なくとも所得課税では一般的な理解(当局関係者の理解として松尾公二編著・法人税基本通達逐条解説〔11 訂版〕869 頁、米国 IRC〔内国歳入法典〕における公正市場価値の意義に係る 26C.F.R. § 20.2031-1 (b) も参照)とは距離がある。」と論じる。

を否認するといったような解釈を導くことには慎重になるべきであり、また、財産評価通達は、財産の時価の内容を具体的に確定する事実認定の作業であり、同通達 6 も、客観的事実に対する定めであるから、いわゆる租税回避行為の否認規定とは区別されることにあるものと考えられる。

2 東京高裁令和 7 年 6 月 19 日判決⁽¹⁴⁰⁾

(1) 本判決と最高裁令和 4 年判決との関係

本件は、相続開始日(平成 25 年 10 月 14 日)前に、被相続人及び相続人らが主宰する資産管理会社である T 社の株式(取引相場のない株式)の価額につき、財産評価通達が定める特定の評価会社に該当するのを避ける目的で、平成 25 年 8 月 9 日、T 社が臨時株主総会を開催の上、新株発行及び配当(以下「本件新株発行等」という。)を行った場合に、相続税の申告(平成 26 年 8 月 13 日)において、相続により取得した T 社の株式の価額を同通達 179(3)ただし書に定める併用方式(L は 0.50)により 1 株当たり 1,853 円と評価できるか、又は、同通達 6 を適用して純資産価額の 1 株当たり 3,443 円で評価できるかが争われたものである。⁽¹⁴¹⁾

本判決は、最高裁令和 4 年判決の【判決要旨 I】及び【判決要旨 II】の判断枠組みのうち、財産評価通達の定める方法によらずに、個別に財産評価を行うことが租税公平主義に反しないかとする【判決要旨 II】をもって、本件の決着をつけることを明らかにした。

そして、第一審の東京地裁令和 7 年 1 月 17 日判決(訟月 72 巻 2 号 105 頁)⁽¹⁴²⁾は、本件新株発行等が相続人らの相続税の負担を著しく軽減させたものではなく、本件株式の価額を財産評価通達 179(3)ただし書に定める併用方式により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、租税公平主義に違反するといわざるを得ない旨判示して、更正処分及び賦課決定処分を取り消した。その上で、租税公平主義に違反するのであれば、T 社の株式の客観的交換価値がいくらであるのか、また、更正処分価額が本件株式の客観的交換価値を上回るかについては、検討するまでもない旨判示した。

これに対し、本判決は、最高裁令和 4 年判決の【判決要旨 I】及び【判決要旨 II】を引用し、まず、争点 1 に対する判断として、本件の更正処分における T 社の株式の 1 株当たりの価額 3,443 円が T 社の株式の客観的交換価値である「時価」を上回らないことを明らかにした。

次に、本判決は、①本件新株発行等がされたことにより、相続人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるとした上で、②本件新株発行等が行われるに至った経緯から「X 1(筆者注: 相続人である実子)が、本件新株発行等が近い将来発生することが予想される甲からの相続

⁽¹⁴⁰⁾ 訟月 72 巻 2 号 79 頁。この判決の解説・評釈として、品川・前掲注(126)87 頁以下、山田重則「判批」税務通信 80 巻 12 号 109 頁以下(2025)、笹岡宏保「判批」税理 68 巻 12 号 133 頁以下、同巻 14 号 146 頁以下(2025)、藤間大順「判批」新・判例解説 Watch38 巻 223 頁以下(2026)、佐藤・前掲注(122) 1 頁以下(2026)、吉村典久「判批」ジュリ 1620 号 10 頁以下(2026)、今村・前掲注(114) 1 頁以下等。

⁽¹⁴¹⁾ 相続人らは、平成 29 年 1 月 19 日、本件の相続税につき、T 社株式の価額を財産評価通達 189-3 ただし書の定める方法(S1+S2 方式)により 1 株当たり 2,263 円として修正申告をした。

このような修正申告をするに至った理由としては、財産評価通達 189 なお書において、評価会社が、株式等保有特定会社の株式に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が上記株式等保有特定会社の株式に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする旨定めていることを考慮したためと考えられる。

⁽¹⁴²⁾ この判決の解説・評釈として、品川芳宣「判批」TKC 税研情報 34 巻 4 号 19 頁以下(2025)、笹岡宏保「判批」税理 68 巻 10 号 136 頁以下、同巻 11 号 148 頁以下(2025)等。

において相続人らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件新株発行等を行ったことは明らかというべきであり」、③「本件新株発行等は、X1を除く相続人らの少なくとも黙示的な承諾の下で行われたものというべきであり、相続人らは、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行ったといえる」とした。

その結果、「本件においては、相続人らの相続税の課税価格に算入される財産の価額について、財産評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と相続人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある」として、「相続人らの相続税の課税価格に算入される財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするには、合理的理由があると認められるから、それが租税法の一般原則としての平等原則(租税公平主義)に違反するということはできない。」(括弧書筆者加筆)と判示した。

以上のとおり、第一審と本判決は、いずれも最高裁令和4年判決の判断枠組みを前提としつつ、財産評価通達6を適用した更正処分が租税公平主義に違反するか否かについて、一審判決は違反するとした一方で、本判決は違反しないとして、それぞれ異なる判断を示した。

そして、本件新株発行等により、相続人らの相続税の負担は著しく軽減されるか否かについて、第一審は、税負担の軽減率が約49%程度であることを重要な考慮要素として、相続税の総額等は相当限度減少(約10億円)することも考慮要素としつつ、T社の株式の評価方法として財産評価通達が純資産価額方式と併用方式との選択を認めている以上、納税者による税額がより少ない併用方式の選択を認めていることに起因すると整理した。

これに対して、本判決は、税負担軽減額が約9億7,872万円(ちなみに軽減割合は約48.1%)と高額であることを殊更重視し、「軽減される相続税の額を総合的に考慮して判断すると、相続人らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。」と説示した。

(2)本件における「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」

上記(1)のとおり、本判決では、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」について、①相続人らの相続税の負担は著しく軽減されること、②それを期待して本件新株発行等を行ったこと(対象財産の取得の経緯)、③相続人らは租税負担の軽減をも意図したことを踏まえて判断しているものと思われる。

そして「相続人らの相続税の負担が著しく軽減される」か否かについて、その租税負担の軽減の程度についての形式的な基準は示していないものの、この点については、最高裁令和4年判決の最高裁調査官解説⁽¹⁴³⁾が、「軽減される相続税の額、割合等を総合的に考慮して、正に『著しい』と言える場合に限る趣旨」と説明する。

しかしながら、本判決では、軽減される相続税の額を殊更重視し、軽減割合が約48.1%⁽¹⁴⁴⁾であることについて明確な言及がなされていない。ただし、「相続人らの相続税の負担は著しく軽減されることになる」とする本判決の説示は、X1が相続開始約3か月前にS証券会社に節税したい等の相談をし、同証券会社のアドバイスを受け、①本件の出資により本件株式が財産評

⁽¹⁴³⁾ 山本・前掲注(87)190頁参照。

⁽¹⁴⁴⁾ 佐藤・前掲注(122)10頁では、最高裁令和4年判決の事案が、課税価格が95.3%減少し、相続税の額が0円となり、減少割合が100%であったことに鑑みると、本件における税負担の減少額を考慮しても、税負担減少割合が約48%にとどまる本件においては、その負担の減少は「著しい」とまでは言えないとの評価も、十分にありうるものと考えられる旨指摘される。

価通達 189-3 に定める株式等保有特定会社の株式に該当しないものと、②本件の配当により、同通達 189-2 に定める比準要素数 1 の会社の株式に該当しないものとする、それぞれの方策を含めたスキームを実行した事実など、「いわば T 社の株式が財産評価通達 179(3)により評価されるようになった『過程』を捉え(た)」⁽¹⁴⁵⁾判断に基づくものであると考えられる。

そして、このような解釈は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」とは、客観的な時価に影響する事情には限られず、これに影響する当該財産の取得の経緯といった事情も含まれ得るとする上記調査官解説⁽¹⁴⁶⁾にある解釈とも軌を一にする。

また、最高裁令和 4 年判決の事案では、借入れを伴う不動産の購入が行われていたところ、本判決では、そのような借入れを伴わない場合であっても相続税の負担の著しい軽減があると明らかにした点は注目に値し、一定の意義があるものと考ええる。

その一方で、上記調査官解説は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」とは、画一的評価による評価額によることが他の納税者との間の租税負担の均衡を害することになる事情に限られるというべきとも説明し、本判決においても、画一的評価を行うことは、「本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者と相続人らとの間に看過し難い不均衡を生じさせ(る)」旨判示している。

このことを踏まえると、本件は、本件新株発行等のような行為をした者としなかった者との間の均衡をみて、本件新株発行等は、相続人らが支配する T 社を用いて初めて可能になった租税負担の軽減行為であるという事情も「著しい租税負担の軽減」に関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」に該当するとして考慮の対象になったものと考ええる。

また、「著しい租税負担の軽減」があるか否かの判断に際しては、本件新株発行等の前後を比較して、本件新株発行等前(本件の相続と異なり、甲が、相続開始日において、T 社の株式を保有しておらず、本件の出資の額と同額の現金又は預貯金を有しており、かつ、相続人らが上記額の現金又は預貯金を均等に相続又は遺贈により取得したと仮定した場合)の課税価格の合計額及び税額と、相続人らが採用した併用方式による課税価格の合計額及び税額とを比較している⁽¹⁴⁷⁾。

ここで、保有する現金又は預貯金で画一的評価による評価額が低くなる財産を取得すること自体は、相続税の負担を著しく軽減する行為に該当するとして問題になるとは考え難いことを踏まえれば、保有する上場株式を売却し、その売却代金相当額に基づいて本件出資をしたことから直ちに相続税の負担を著しく軽減する行為であることを導くことは相当ではないとしても、

⁽¹⁴⁵⁾ 佐藤・前掲注(122) 8 頁。

⁽¹⁴⁶⁾ 山本・前掲注(87) 188・198 頁。

⁽¹⁴⁷⁾ その結果、課税庁は、財産評価通達 6 を適用して純資産価額の 1 株当たり 3,443 円で課税処分をしている。この点について、品川名誉教授は、「本件は、『株特外し』のために増資をしているわけですから、その増資の結果、いわば評価会社自体が、ほぼ現金の塊みたいな会社になったから、その株式の評価方法としては純資産価額方式というのも理屈には合う話です。6 項を適用する場合に、どういう評価方法でやるかということですが、確かに選択肢としては S1+S2 方式まで認めるか、ダイレクトに純資産価額方式でやるかというのは、国税庁長官の判断の分かれがあると思うんです。しかし、増資によって『株特』をはずしたわけですから、納税者の方から元に戻してくれというののもいかなものかと思います。」(品川＝間瀬・前掲注(62) 36 頁〔品川氏発言〕)と論じる。

租税負担の軽減の効果が法律上保障されているものでもないことには留意する必要がある。

そうすると「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の存否は、「著しい租税負担の軽減」及びこれに関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」がある意味セットになって判断されるべきこととなる。そして、ここでの「実質的な租税負担の公平に反する」状態とは、画一的評価という形式的な平等を貫くことによって、租税負担に著しい不均衡が生ずる状態であるとのこれまでの理解を踏まえると、租税負担軽減行為の前後で実質的な担税力を比較する必要がある、そのような観点からすれば、相続開始日時点の財産状況のみでは、実質的な担税力が判断できないこととなり、最高裁令和4年判決と同様、相続時点ではなく、もう少し広く相続前の近接時点での状況をも含めて考えることとなる。このような理解は、最高裁令和4年判決の事件を「税負担は担税力に即して配分されなければならない」との租税公平主義の下で、特定の納税者について、当該納税者が行った行為と同様の行為によらずに財産を相続する他の納税者をとを別異に取り扱うことには合理的な理由があるとした理解と共通する。

(3)租税負担の軽減の意図

本判決では、本件新株発行等が行われるに至った経緯を認定し、その経過から、明確に相続人らの相続税の負担を減じさせる目的があり、実際に、本件新株発行等をしたことにより、相続人らの相続税の負担は著しく軽減されるものと判断しているところ、「相続人らは、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行ったといえる」ことについても認定している。

この点について最高裁令和4年判決の理解に立てば、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」として重視されるのは、あくまで「著しい租税負担の軽減」であって、「租税負担の軽減の意図」の存在は、租税公平主義に違反しないとされる他の納税者との別異の取扱いを、納税者の予測可能性の範囲内にとどめるための補加的加重要件として機能するにすぎず、そうすると「相続人らは、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行った」とする事実は、納税者の予測可能性を確保するという観点から「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を妨げないという事実にとどまると考える⁽¹⁴⁸⁾。

ただし、本件における事実認定の構造から考察すると、本件新株発行等に至る経過として認定した各種事実は、「著しい租税負担の軽減」に関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」に該当し、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の存否を経験則上推認させる重要な評価根拠事実であると同時に、「租税負担の軽減の意図」の存否を経験則上推認させる評価根拠事実でもあるといえる。結果として、「著しい租税負担の軽減」といえる内容を具体的に確定する事実認定の作業によって、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を是認しうる高度の蓋然性を証明するとともに「租税負担の軽減の意図」も証明することになったものと考えられる。

⁽¹⁴⁸⁾ 佐藤・前掲注(122) 9頁では、「相続税負担の軽減をも意図」は、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情(反公平事情)」を基礎付けるものではないことを前提として、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行なったとする事実は、反公平事情があると判断することを妨げないということとどまる旨論じる。

3 令和6年3月25日裁決⁽¹⁴⁹⁾

(1)本裁決と最高裁令和4年判決との関係

本件は、平成29年7月に死亡した被相続人の同年5月12日付遺言公正証書により、請求人が全部を取得した被相続人が保有する取引相場のない会社(以下「本件会社」という。)の株式(以下「本件株式」という。)について、請求人が財産評価通達179(2)の定めに基づき約21億3,130万円(1株当たり1,966,144円)として法定申告期限までに相続税の申告をしたところ、課税庁が、請求人に対し、約40億6,380円(1株当たり3,748,900円)として財産評価通達6を適用した課税処分⁽¹⁴⁹⁾の適否について争われたものである。

なお、本件会社は、被相続人の相続開始約2か月前(平成29年5月22日)の臨時株主総会決議に基づき、事業年度の変更をし、同族株主に対して配当金を支払っている(以下、事業年度の変更と配当金の支払と併せて「本件各行為」という。)

本裁決は、最高裁令和4年判決後の初の公表裁決であり、同判決の【判決要旨Ⅰ】及び【判決要旨Ⅱ】の判断枠組みのうち、財産評価通達の定める方法によらずに、個別に財産評価を行うことが租税公平主義に反しないかとする【判決要旨Ⅱ】について判断して、本件の決着をつけている。そして、課税庁評価額に合理性があるか否かについて、課税庁評価額は、少なくとも時価を上回るものでないと推認でき、不合理と認めるべき点は見当たらないとの検討結果を示しており、これは、請求人の主張に対応するためであると考えられる。

(2)本裁決における「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」

本裁決では、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」について、①本件各行為が行われたことにより、請求人の相続税の負担は著しく軽減されたこと、②本件各行為は、請求人の租税負担の軽減をも意図して行われたことをそれぞれ踏まえた上で判断している。

そして、請求人の相続税の負担が著しく軽減されるか否かについては、「本件各行為が行われたことによって請求人の納付すべき税額は〇〇〇〇円(筆者注：金額不明)減少し、本件各行為が行われなかった場合に比べて約50%もの税額が減少することになることから、請求人の本件相続税の負担は著しく軽減されたといえる。」として、軽減される相続税の額(公表裁決からは金額は明らかでないが数億円と推察される。)及び割合を重視していると認められる。

具体的には、本件各行為が行われなければ、本件会社は、財産評価通達189(1)に定める比準要素数1の会社となり、本件株式の価額を同通達189-2の定める方法により評価した約34億1,966万円と、本件各行為が行われたことにより、本件株式の価額を同通達179(2)に定める類似業種比準価額により評価した約21億3,130万円からそれぞれ算出される請求人の納付すべき税額を比較し、その軽減割合が約50%であるとしている。

本裁決は、軽減税額及び割合のみをもって、「請求人の相続税の負担は著しく軽減された」と捉えていると考えられ、いわば本件株式が財産評価通達179(2)により評価されるようになった「過程」、すなわち、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」に影響する財産の取得の経緯といった事情は考慮していないように思われる。

⁽¹⁴⁹⁾ 国税不服審判所ウェブサイト「公表裁決事例」<https://www.kfs.go.jp/service/JP/134/07/index.html>(令和8年6月1日最終閲覧))。その他、課税庁による財産評価通達6を適用した画一的評価による評価額を上回る価額での課税処分に対し、審査請求人の請求がいずれも棄却された裁決事例として、令和7年1月10日裁決、同年5月28日及び同年6月18日裁決がある(裁決事例集未登載、裁決要旨のみ公表)。

その一方で、租税負担の軽減の意図については、被相続人の死亡前の状況や請求人がそのことを踏まえて相続対策スキームに関する取組を開始したこと、その結果として、相続税の負担を減じさせることができること(メリット)を十分理解し、かつ、税務当局に否認されるおそれがあること(リスク)を承知の上、相続対策スキームに沿って臨時株主総会決議など所要の手続を経て本件各行為が行われたことなどをもって、請求人の租税回避の軽減をも意図して本件各行為が行われたものと判断している。⁽¹⁵⁰⁾

以上を踏まえると、本件における「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の存否は、「著しい租税負担の軽減」について、租税負担軽減行為の前後で実質的な担税力を比較し、「著しい租税負担の軽減」に関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」については、「請求人の租税負担の軽減の意図」の存否の判断においてのみ考慮しており、最高裁令和4年判決や東京高裁令和7年6月19日判決とは、異なる方法により「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を判断したものと考ええる。

このような相違は、結果として、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の存否が、相続開始時点のみならず相続前の近接時点での状況をも含めて判断されるのかについて、租税負担軽減行為の前後の実質的な担税力を比較する必要性からの要請に基づくのか、租税負担の軽減の意図を認定する必要性からの要請に基づくのかの違いに影響するものと思料する。

(3)租税負担の軽減の意図

本裁決では、本件各行為が行われるに至った経緯を認定し、その経過から、明確に請求人の相続税の負担を減じさせる目的があり、実際に、本件各行為が行われていることを理由として、請求人の租税回避の軽減をも意図して本件各行為が行われたものと判断している。

この点については、最高裁令和4年判決の理解に立てば、「租税負担の軽減の意図」の存在は、あくまで「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を妨げないという事実にとどまり、本件各行為は、確かに上記「意図」の存否を経験則上推認させる評価根拠事実でもあるものの、強調すべきは、本件各行為は、「著しい租税負担の軽減」に関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」に該当することであり、これが上記「事情」の存否を経験則上推認させる重要な評価根拠事実となるということではないかと考える。

第5章 今後の展望

1 実務への示唆

財産評価通達6の適用に関しては、最高裁令和4年判決の【判決要旨Ⅱ】のとおり、同通達の定めによって画一的評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合は、同通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があると認められるとしている。

しかしながら、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」は、これを網羅的、一般

⁽¹⁵⁰⁾ 請求人は、平成29年3月1日、銀行から本件の被相続人に相続の開始があった場合の影響について指摘され、また、税理士法人をスポットで紹介する旨の申出を受け、当該銀行は、同月29日、a 遺言書を作成、b 納税資金の確保、c 相続開始後の本件の株式の譲渡に係るスキームの構築に向けて準備を開始した。請求人は、平成29年5月17日、当該スキームに係るメリットやリスクについて十分理解した上で、実施可能な事柄につき、請求人、税理士法人及び銀行の三者が一体となって取り組んでいくこと、及びその方向性を共有化していくことを確認し、これを承諾している。

的に整理することは性質上困難なこともあり、具体的にどのような事情が「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」かは個別に検討せざるを得ない。そこで、この「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の有無を判断する際の具体的な着眼点を以下、整理する。

(1) 著しい租税負担の軽減

「著しい租税負担の軽減」については、最高裁令和4年判決によれば、ある納税者の租税負担軽減行為の前後を比較して、軽減される相続税の額、割合等の総合考慮事情によって判断することとなるものの、これまでの裁判例及び裁決事例をみると、a 最高裁令和4年判決の事案が、課税価格が95.3% (約6億円) 減少し、相続税の額が0円となり、相続税額の減少割合が100%、b 東京高裁令和7年6月19日判決の事案は、相続税額の減少割合が約48.1%にとどまるものの、その税負担軽減額が約9億7,872万円、c 令和6年3月25日裁決の事案が、課税価格が約37.7% (約12億8,800万円) 減少し、相続税額の減少割合が約50%、その税負担軽減額がおそらく数億円といったように、相続税負担の著しい軽減につき金額や割合のいずれを重視すべきかについては、事案毎に異なる判断が求められ、このような基準をあらかじめ設定することは理論的に困難⁽¹⁵¹⁾であると思料される。

(2) 実質的な租税負担の公平に影響する評価対象財産の取得の経緯

実質的な租税負担の公平について、特に、相続税(法)における租税公平主義の下では、画一的評価を行うことについて、租税負担軽減行為をせず、又はすることのできない他の納税者との比較において、看過し難い著しい不均衡の有無を尺度として判定する。

それ故、ある納税者の租税負担軽減行為の前後における実質的な税力を観察し、実質的に同じ状態にあるのかかわらず、上記のような他の納税者に比して、看過し難い著しい不均衡が生じているか否かを「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」に影響する評価対象財産の取得の経緯といった事情を踏まえて検討することが求められる。

そして、課税時期前のどの程度の期間を「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」に影響する評価対象財産の取得の経緯の考慮するのかについて、これまでの裁判例及び裁決事例をみると、最高裁令和4年判決の事案は約3年5か月間、東京高裁令和7年6月19日判決及び令和6年3月25日裁決の事案は約2か月間であり、最高裁令和4年判決の事案とその後の下級審判決及び裁決の事案とで、3年以上の開きが認められる。「ある経済取引を課税上制限するためには、当該経済取引と課税時期との間に相応の『期間制限』があつて然るべき」⁽¹⁵²⁾との指摘もあるとおり、どの程度の考慮期間が適切な期間といえるのか、今後も議論のあり得るところである。

また、著しい租税負担の軽減に関連し、実質的な租税負担の公平に影響する評価対象財産(当該財産を構成する財産を含む。)の取得の経緯が問題となるケースとして、次のような場合が考えられる。

第一に、多額の借入れにより不動産を購入し、その結果、そのような取引が行われなかった

⁽¹⁵¹⁾ この点、浅妻・前掲注(100)239頁以下及び佐藤・前掲注(122)9頁では、相続税負担の著しい軽減につき割合を重視し、平＝笹木・前掲注(100)317頁では、「相続税額の減少額が少なくとも1億円を超えていれば十分に著しい軽減であると評価できると思われる。」と論じる。

⁽¹⁵²⁾ 品川芳宣「続・傍流の正論～税相を斬る 第44回」税のしるべ令和7年6月2日号5面(大蔵財務協会、2025)。

ときに比して、多額の租税負担が軽減された場合である。特に、高齢者に対し、通常では受けられないような多額の融資を課税時期前の短期間の審査期間で受けている場合には、その必要性等も十分に検討する必要がある。ただし、このような検討は、あくまで、合理的区別を許容する租税公平主義の下で、著しく租税負担が軽減されることを問題にしているのであって、上記借入れと購入の経済的合理性等を問題としているものではないことに留意する。

また、東京高裁令和7年6月19日判決を踏まえれば、被相続人が、相続開始直前に相続税の軽減のみを意図して、保有する現預金で不動産を購入するなど、借入れを伴わない場合であっても、現預金と不動産のそれぞれの評価相当額が相当かい離し、相続税の負担の著しい軽減がある場合には、そのような不動産の取得の経緯が問題となり得る場合も想定される。しかし、経済事情や社会情勢などの変動から、たまたま相続した不動産の実勢価格を画一的評価による評価額が大きく下回ったことを理由に当該評価額を上回る価額によることは、実質的な租税負担の公平という観点からすると、合理的理由がないことから租税公平主義に違反し許されず、このような場合においては、画一的評価を改正する個別的補完措置などを講ずべき必要性が生じる。

第二に、取引相場のない株式の場合である。特に、創業者などが実行支配する法人(以下「実行支配法人」という。)を用いて初めて可能になるような租税負担の軽減行為であるという事情が認められるような場合には、その必要性等を十分に検討する必要がある。例えば、課税時期前に実行支配法人に多額の借入れによって不動産を購入させて、純資産価額方式による評価額を低下させて著しい租税負担の軽減を図る場合や、借入れの有無を問わず、類似業種比準方式及び併用方式による各評価額と純資産価額方式による評価額とのかい離を利用して、当該法人の資産構成を変動させ、会社区分を変更することによって、著しい租税負担の軽減を図る場合、また、評価会社の経営に対して実効支配力を有する同族株主が保有する株式について、配当還元方式によって評価できるよう評価額を下げ、著しい租税負担の軽減を図る場合なども実質的な租税負担の公平に影響する評価対象財産の取得の経緯は問題となり得る。ただし、このようなかい離の問題については、前述したとおり、会計検査院からの指摘を踏まえて、国税庁にて見直しが行われている。

第三に、上記に掲げた財産以外でも、具体的な利用計画・事業計画もなく評価対象財産を相続開始直前に取得し、利用もせずに相続開始直後に売却し借入金が返済されているなどの事情が認められ、その結果、著しく租税負担が軽減されるような場合や当該財産を保有することによる採算がとれず、相続税の負担の著しい軽減以外の理由が認められないような場合なども考えられる。

第四に、財産評価通達それ自体は、相続税法上の「時価」の解釈・執行のためのものであり、その一部である同通達6も同様であり、決して租税回避の否認規定ではないことからすれば、客観的交換価値を大幅に下回る財産評価通達上の評価額を有する評価対象財産に係る取引により、客観的交換価値の実現が確実に見込まれる場合も含まれることとなる⁽¹⁵³⁾。

⁽¹⁵³⁾ 品川・前掲注(60)165・166頁参照。なお、品川名誉教授は、財産評価通達6の実体要件としての適用要件として、「①評価通達上の評価額(標準価額)と『時価』(客観的交換価値)との間に相当大幅な乖離があること。②当該乖離に関した(利用した)取引が行われ、当該取引をしなかった場合に比し、多額の税負担が軽減していること。又は、当該取引により評価通達上の評価額(標準価額)を大幅に上回る客観的交換価値に相当する利益が確実に見込まれること。③②の取引と②の税負担の軽減(又は客観

いずれにせよ、多くの評価根拠事実を積み上げて判断することが肝要であり、適正に事実認定を行う必要があることに留意すべきである。

(3)租税負担の軽減の意図

これまで述べてきたとおり、租税回避の意図については、最高裁令和4年判決からは、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」の必要条件であるのか否かは明瞭でない。

そして、本稿では、この租税回避の意図については、納税者の予測可能性を確保する観点から要求されているものと解し、「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」として重視されるのは、「著しい租税負担の軽減」であって、「租税負担の軽減の意図」の存在は、納税者の予測可能性を確保するという観点から「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情」を妨げないという補充的加重要件にとどまると整理した。

その上で、「著しい租税負担の軽減」に関連する「実質的な租税負担の公平に影響する対象財産の取得の経緯」に該当するような事実は、当該「事情」の存否を経験則上推認させる重要な評価根拠事実になると同時に、「租税負担の軽減の意図」の存否を経験則上推認させる評価根拠事実にもなり得る場合が多く、結果として、「著しい租税負担の軽減」といえる内容を具体的に確定する事実認定の作業によって、当該「事情」を是認しうる高度の蓋然性を証明するとともに「租税負担の軽減の意図」も証明することにつながるものと考えられる。

2 残された課題

本稿では、最高裁令和4年判決が、最高裁判所としては初めて財産評価通達6を適用した課税処分の適法性を認める一方、これまでとは異なる審理判断の枠組みを明らかにし、その後の裁判例や裁決事例にも影響を及ぼしていることを踏まえ、これらの裁判例や裁決事例に基づき実質的な租税負担の公平に関する今日の問題を検討した。

以下、これまでの検討を踏まえ、残された課題を整理する。

(1)財産評価通達の法的性質

最高裁令和4年判決の事案は、相続税の課税価格に算入される不動産の価額が問題となった事案であるところ、その判断枠組み自体は、不動産以外の相続財産が問題となった、その後の裁判例や裁決事例にも踏襲されており、今後もこの判断枠組みは重要な指針になると思われる。

しかし、最高裁令和4年判決は、財産評価通達6の法的性質を特段明らかにしないまま、同通達6を適用した更正処分が租税公平主義に違反しない旨判断している。この点について、特に取引相場のない株式については、これまで評価の適正化の観点から様々な通達改正が行われた結果、例外的な評価方法が多く定められており、それでもなお、同株式の価額が問題となった事案において、財産評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる場合には、個別具体的事案ごとに同通達6の適用があり得るところである。このこと踏まえれば、取引相場のない株式の価額が問題となった事案については、不動産の価額も問題となった事案より一層、裁判において、財産評価通達6の法的性質も判断すべき必要性は高かったのではなかろうか。なぜなら、財産評価通達6を適用せずとも、合理的な理由があれば、課税庁の判断で画一的評価による評価額を上回る価額での課税処分ができるとの解釈問題を引き起こしかねないからである。

的交換価値の実現)との間に相当因果関係があること(当該取引と税負担の軽減等の間は3~4年程度(長くて5年)が相当と考えられる。」を挙げられる。

(2) 租税公平主義とは

最高裁令和4年判決は、前述のとおり、租税公平主義を「租税法上の一般原則」と捉えた上で、「租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に扱われることを要求するものと解される。」とし、ここでの租税公平主義は、相続時点のみならず、相続前の近接時点での状況をも含める相続税法特有の捉え方をする。

一方で、学説では、前述のとおり、これまで租税公平主義とは、「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則」として、税負担の公平を指すものと考えられていた。

そうすると、最高裁令和4年判決の考え方では、財産評価通達の定めによって異なる種類の財産の間で評価水準に差が生じるとしても、それを問題とすることができないこととなる。土地など一定の財産や取引相場のない株式については、以前から画一的評価による評価額が実勢価格を相当下回っており、このような問題を租税公平主義の問題として捉えることが可能なのか⁽¹⁵⁴⁾、それとも相続税法22条で解決すべき問題なのかを考えさせられる重要な課題であると考ええる。

なお、租税公平主義の下では、合理的な理由があれば、課税価格に算入される財産の価額を画一的評価による評価額を上回る価額によることなど、別異の取扱いが許容され、画一的評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、この合理的な理由があると認められる。そして、その表現振りに照らすと、画一的評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合のほかにも合理的な理由があると認められる場合があり得ることを前提としているようにも思われ、今後は、この点についても明らかにされていくことが期待される。

⁽¹⁵⁴⁾ 渋谷・前掲注(100)106頁参照。